2025年3月期定時株主総会

2025年3月期
招集通知書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

開催日時
2025年６月24日（火曜日）
午前10時

開催場所
東京都江東区豊洲三丁目２番20号
豊洲フロント 14階 当社会議室

SCSK株式会社

証券コード：9719

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等改定の件

ご案内

法令及び当社定款第17条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。ご送付している書面の項番等は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

経営理念

私たちの使命

夢ある未来を、共に創る

お客様からの信頼を基に、共に新たな価値を創造し、夢ある未来を拓きます。

私たちの3つの約束

人を大切にします。

一人ひとりの個性や価値観を尊重し、互いの力を最大限に活かします。

確かな技術に基づく、最高のサービスを提供します。

確かな技術とあふれる情熱で、お客様の喜びと感動につながるサービスを提供します。

世界と未来を見つめ、成長し続けます。

全てのステークホルダーの皆様とともに、世界へ、そして未来へ向けて成長し続けます。

行動指針

Challenge

未来を変える情熱を持ち、常に高い目標を掲げ、挑戦する。

Commitment

お客様に対し、社会に対し、責任感を持ち、誠実に行動する。

Communication

仲間を尊重し、心を通わせ、チームワークを発揮する。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社2025年３月期（2024年４月１日～2025年３月31日）定時株主総会を2025年６月24日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集通知書をお届けいたします。

2025年３月期の事業概況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますのでご覧くださいますようお願いいたします。

2025年５月

（証券コード：9719）
2025年６月３日
（電子提供措置の開始日：2025年５月28日）

株　主　各　位

東京都江東区豊洲三丁目２番20号
ＳＣＳＫ株式会社
代表取締役
執行役員 社長　當麻 隆昭

定時株主総会招集通知書

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社2025年３月期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「2025年３月期定時株主総会招集通知及び総会参考資料」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.scsk.jp/ir/information/gms.html

電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（SCSK）又は証券コード（9719）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討いただき、2025年６月23日（月曜日）午後５時30分までに、６～7ページをご参照の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　時　2025年６月24日（火曜日）午前10時

2. 場　所　東京都江東区豊洲三丁目２番20号　豊洲フロント　14階　当社会議室
（最終ページのご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項１　2025年３月期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

報告事項２　2025年３月期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等改定の件

以　上

（注）１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．電子提供措置事項のうち、以下の事項に関しましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・事業報告の新株予約権等に関する重要な事項
・事業報告の業務の適正を確保するための体制等の決議の内容
・事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
３．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

定時株主総会におけるライブ配信についてのご案内

本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信にてご覧いただけます。ライブ配信はご視聴のみとなりますため、インターネット等により事前に議決権を行使いただき、ご質問がある場合は、事前にお寄せください。

配信日時
2025年６月24日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで
ライブ配信サイトは、開始時刻の30分前の午前９時30分頃からご視聴いただけます。

参加方法

1．パソコン又はスマートフォン等で以下の
「株主専用ウェブサイト」にアクセスください。

株主専用ウェブサイト　https://9719.ksoukai.jp

2．上記株主専用ウェブサイトへアクセス完了後、ID及びパスワードをご入力の上、ログインください。

ID　**株主番号**（議決権行使書用紙に記載の９桁の半角数字）

パスワード　**郵便番号**（株主様のご登録住所（2025年３月31日現在）の郵便番号７桁の半角数字）

株主総会へご出席される株主様へのご留意事項

株主総会の当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席付近となりますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご視聴に関するご留意事項

(1) ライブ配信のご視聴は、当社株主名簿（2025年３月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
(2) ライブ配信をご視聴される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。そのため、本株主総会当日の議決権行使、動議の提出、ご質問を含めたご発言はできません。
議決権行使については、６～７ページをご参照の上、2025年６月23日（月曜日）午後５時30分までに書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
(3) ライブ配信用ウェブサイトのID及びパスワードを第三者に共有すること、ライブ配信の模様を撮影、録画、録音、保存、公開等することは、固くお断りいたします。
(4) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(5) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
(6) ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
(7) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、株主専用ウェブサイトにてお知らせいたします。
(8) ご視聴に必要な通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
(9) ライブ配信は日本語音声のみとなります。

ご視聴に関するお問い合わせ先

2025年６月24日（火曜日）　午前９時から本株主総会終了まで
株式会社ブイキューブ　電話番号：03-6833-6878

事前質問の受付についてのご案内

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、本株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、全ての質問への回答をお約束するものではございません。当日取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

受付期間　**2025年６月３日（火曜日）午前10時から2025年６月17日（火曜日）午後５時30分まで**

受付方法

- 定時株主総会におけるライブ配信についてのご案内に記載の**参加方法**をご参照の上、株主専用ウェブサイトにログインください。
- 株主専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- 質問をご記入後、「次へ」を押下し、質問内容をご確認の上、「申し込む」ボタンを押してください。

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

株主総会へ出席

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席されない場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

（1）書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使について　**0120-652-031**（9:00～21:00）
その他のご照会　**0120-782-031**（平日9:00～17:00）

機関投資家の皆様へ

㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®**」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

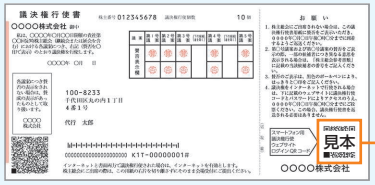

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

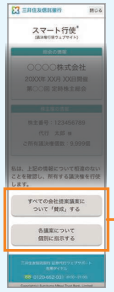

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する ④

各議案について個別に指示する ③

③各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

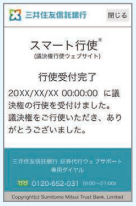

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）

インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

②ログインする

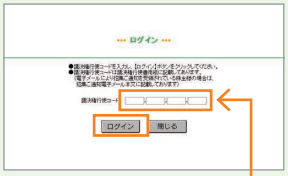

議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

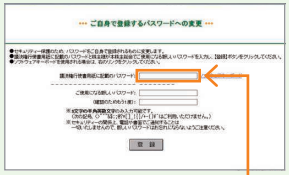

パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの事業拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第３条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第２条　（条文省略）	第１条～第２条　（現行どおり）
第３条（目的）	第３条（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～28.　（条文省略）	1.～28.　（現行どおり）
（新設）	29. 旅行業法に基づく旅行業
	30. 衣料品、靴、鞄、装飾品、食器、化粧品、日用品雑貨等のプリント企画、製造、加工、販売及び輸出入
	31. 衣料品、繊維製品、服飾雑貨及びアクセサリーの包装加工、在庫管理、出荷管理及び配送業務並びに品質検査及び判定請負
	32. 写真業及び宅配業等の委託取次業
	33. 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
	34. 古物競りあっせん業
	35. ポイントサービス（カード等）の運営業務及び集金代行業
	36. 小売店舗業
29. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング	37. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング
30. その他前各号に付帯関連する一切の業務	38. その他前各号に付帯関連する一切の業務
第４条～第37条及び附則　（条文省略）	第４条～第37条及び附則　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）７名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	新任　中島（なかじま）　正樹（まさき）	―	100% （2回／2回）
2	再任　當麻（とうま）　隆昭（たかあき）	代表取締役　執行役員　社長 健康経営推進最高責任者	100% （13回／13回）
3	新任　竹下（たけした）　隆史（たかふみ）	執行役員　副社長	―
4	再任　加藤（かとう）　真一（しんいち）	取締役	100% （11回／11回）
5	再任　久保（くぼ）　哲也（てつや）　社外取締役　独立役員	社外取締役	100% （13回／13回）
6	再任　平田（ひらた）　貞代（さだよ）　社外取締役　独立役員	社外取締役	100% （13回／13回）
7	再任　山名（やまな）　昌衛（しょうえい）　社外取締役　独立役員	社外取締役	100% （11回／11回）

（注）当社は、當麻隆昭氏、加藤真一氏、久保哲也氏、平田貞代氏及び山名昌衛氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各氏が取締役に就任した場合は、同契約を継続するとともに、中島正樹氏及び竹下隆史氏が取締役に就任した場合は、各氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告「4-6　補償契約に関する事項」をご参照ください。

（注）当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告「4-7　役員等賠償責任保険契約に関する事項」をご参照ください。

（注）中島正樹氏については、2024年６月19日まで当社取締役に就任しており、その時点までの取締役会の出席状況を記載しております。

（注）平田貞代氏については、2024年６月19日までは監査等委員である取締役としての、同月20日以降については監査等委員である取締役以外の取締役としての取締役会の出席状況を通算して記載しております。

候補者番号 1

中島　正樹（なかじま　まさき）

（1962年11月13日生）

新 任	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100% (2回出席/2回開催)	0株	なし	ー

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月　住友商事㈱入社
2013年４月　同社理事
　　自動車事業第一本部長
2016年４月　同社執行役員
　　自動車事業第一本部長
2018年４月　同社執行役員
　　米州総支配人補佐
　　米州住友商事グループＥＶＰ
　　兼 ＣＦＯ
　　米州住友商事会社副社長 兼
　　ＣＦＯ
2019年４月　住友商事㈱常務執行役員
　　米州総支配人
　　米州住友商事グループＣＥＯ
　　米州住友商事会社社長
2021年４月　住友商事㈱専務執行役員
　　米州総支配人
　　米州住友商事グループＣＥＯ
　　米州住友商事会社社長
2022年４月　住友商事㈱専務執行役員
　　メディア･デジタル事業部門長
2023年６月　同社専務執行役員
　　メディア･デジタル事業部門長
　　当社取締役
2024年４月　住友商事㈱顧問
　　当社取締役
2024年６月　住友商事㈱顧問（現職）

■ 選任理由

中島正樹氏は、住友商事㈱における海外地域統括会社の経営者及び当社取締役を歴任し、企業経営、組織・人材、マーケティング、グローバルに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

■ その他

1．当社は、本議案が承認された場合、中島正樹氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2．中島正樹氏については、2024年６月19日まで当社取締役に就任しており、その時点までの取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 2

當麻隆昭（とうま たかあき）

（1965年２月17日生）

再任	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（13回出席/13回開催）	35,526株	なし	３年

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年４月　住商コンピューターサービス㈱入社
2013年４月　当社執行役員
2016年４月　当社上席執行役員
2018年４月　当社常務執行役員
　　製造・通信システム事業部門長
2020年４月　当社常務執行役員
　　分掌役員（人事・総務グループ、人材開発グループ）
2021年４月　当社執行役員 常務
2022年４月　当社執行役員 社長 最高執行責任者
2022年６月　当社代表取締役
　　執行役員 社長 最高執行責任者
2023年４月　当社代表取締役
　　執行役員 社長
2024年４月　当社代表取締役（現職）
　　執行役員 社長（現職）
　　健康経営推進最高責任者（現職）

■ **選任理由**

當麻隆昭氏は、事業部門及び人事部門の長を経て代表取締役 執行役員 社長として当社の経営を担っており、企業経営、テクノロジ、組織・人材、マーケティングに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 3

竹下隆史（たけした たかふみ）

（1965年３月28日生）

新任	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	―	０株	なし	―

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1988年４月　アンガマン・バス㈱入社
1989年５月　ネットワンシステムズ㈱入社
2006年４月　ネットワークサービスアンドテクノロジーズ㈱
　　（現 ネットワンシステムズ㈱）
　　テクニカルサービス本部執行本部長（出向）
2009年６月　同社取締役
2011年７月　ネットワンシステムズ㈱執行役員
2018年６月　同社取締役 執行役員
2021年４月　同社代表取締役 社長執行役員 CEO（現職）
2025年４月　当社執行役員 副社長（現職）

■ **選任理由**

竹下隆史氏は、ネットワンシステムズ㈱において技術部門及び管理部門の長を経て代表取締役を担い、企業経営、テクノロジ、組織・人材、法務・リスク管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **4**

加藤真一（かとう しんいち）

（1963年４月23日生）

再 任	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100% （11回出席/11回開催）	０株	あり	１年

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年４月	住友商事㈱入社
2016年４月	同社理事 米州総支配人補佐 米州住友商事グループ米州輸送機・建機グループ長
2017年４月	同社理事 米州総支配人補佐 米州住友商事グループ 米州自動車航空宇宙グループ長
2017年10月	同社理事 米州総支配人補佐 米州住友商事グループ米州自動車航空宇宙グループ長 米州住友商事会社南米支配人付
2018年４月	住友商事㈱執行役員 自動車モビリティ事業本部長
2021年４月	同社執行役員 モビリティ事業第二本部長
2021年５月	同社執行役員 米州総支配人補佐 米州住友商事会社 TBC Corporation CAO
2022年４月	住友商事㈱常務執行役員 米州総支配人補佐 米州住友商事会社 TBC Corporation CAO
2023年５月	住友商事㈱常務執行役員 米州総支配人補佐 米州住友商事会社 TBC Corporation President &CEO
2024年４月	住友商事㈱専務執行役員 社長付 米州住友商事会社 TBC Corporation President &CEO
2024年５月	住友商事㈱専務執行役員（現職） メディア・デジタルグループ CEO（現職）
2024年６月	当社取締役（現職）

■ **選任理由**

加藤真一氏は、住友商事㈱において海外事業会社の経営者及びデジタル部門の長を歴任し、企業経営、テクノロジ、マーケティング、グローバルに関して豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

■ **その他**

1．加藤真一氏は、住友商事㈱の業務執行者であり、当社は、同社との間で主としてソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売に関する取引関係があります。
2．当社は、加藤真一氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 5

久保哲也（くぼ てつや）

（1953年９月24日生）

再任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（13回出席/13回開催）	0株	なし	４年

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1976年４月　㈱住友銀行入行
2003年６月　㈱三井住友銀行執行役員 香港支店長
2006年７月　同行常務執行役員
2008年４月　㈱三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼任
2009年４月　㈱三井住友銀行取締役兼専務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員兼任
2011年４月　㈱三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員（2013年３月退任） ㈱三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員兼任 ＳＭＢＣ日興証券㈱取締役兼任
2011年６月　㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役兼任（2013年３月退任）
2013年４月　ＳＭＢＣ日興証券㈱代表取締役社長
2016年４月　同社代表取締役会長
2016年６月　㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役（2020年６月退任） ＳＭＢＣ日興証券㈱代表取締役会長兼任（2020年３月退任）
2020年４月　同社顧問
2021年１月　ＧＣＭインベストメンツ㈱取締役会長（現職）
2021年６月　当社社外取締役（現職）

■ **選任理由及び期待される役割の概要**

当社は、久保哲也氏が大手金融機関における経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役候補者として選任いたしました。同氏は、企業経営、財務・会計、組織・人材、グローバルに関する豊富な経験と深い知識を持ち、当社の業務執行の監督機能の維持・向上に貢献するとともに、経営全般において有益な助言を提供していただけるものと考えております。

■ **その他　社外取締役候補者に関する事項 等**

1．当社は、久保哲也氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．当社は、久保哲也氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3．久保哲也氏は、2013年３月まで当社の主要な借入先の一つである㈱三井住友銀行の業務執行者でありましたが、退任してからすでに５年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しております。また、同氏は、2020年６月まで㈱三井住友銀行の親会社である㈱三井住友フィナンシャルグループの取締役でありましたが、当社との間に取引関係はありません。さらに、同氏は、2020年３月までＳＭＢＣ日興証券㈱の業務執行者でありましたが、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との取引額は同社の連結営業収益及び当社の連結売上高のいずれも１％未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号 6

ひら　た　さだ　よ
平　田　貞　代

(1963年８月４日生)

再 任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100% (13回出席/13回開催)	600株	なし	３年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	富士通㈱入社
2011年４月	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科客員准教授
2013年４月	芝浦工業大学大学院理工学研究科（現　芝浦工業大学大学院国際理工学研究科）准教授（現職）
2017年10月	日本学術会議連携会員（現職）
2020年４月	東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻特任准教授（現職）
2021年４月	文部科学省革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）計画推進委員会委員
2022年６月	当社社外取締役（監査等委員）
2023年１月	総務省情報通信審議会専門委員（現職）
2023年４月	21世紀職業財団IT産業女性活躍研究会主査（現職）
2024年６月	当社社外取締役（現職）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

当社は、平田貞代氏がエンジニア及び学術研究者、行政機関の委員等として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役候補者として選任いたしました。同氏は、テクノロジ、組織・人材、環境・社会・人権に関する豊富な経験と深い知識を持ち、当社の業務執行の監督機能の維持・向上に貢献するとともに、経営全般において有益な助言を提供していただけるものと考えております。

■ その他　社外取締役候補者に関する事項 等

1．当社は、平田貞代氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．当社は、平田貞代氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3．平田貞代氏については、2024年６月19日までは監査等委員である取締役としての、同月20日以降については監査等委員である取締役以外の取締役としての取締役会の出席状況及び取締役在任年数を通算して記載しております。

候補者番号 7

山名昌衛（やまな しょうえい）

（1954年11月18日生）

再任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（11回出席/11回開催）	0株	なし	1年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	ミノルタカメラ㈱入社
2001年 1 月	Minolta QMS Inc. CEO
2002年 7 月	ミノルタ㈱執行役員経営企画部長、情報機器カンパニー情報機器事業統括本部副本部長
2003年 8 月	コニカミノルタホールディングス㈱（現 コニカミノルタ㈱）常務執行役
2003年10月	同社常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱常務取締役
2006年 6 月	コニカミノルタホールディングス㈱取締役常務執行役（経営戦略、IR担当）
2011年 4 月	同社取締役常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱代表取締役社長
2013年 4 月	コニカミノルタ㈱取締役専務執行役
2014年 4 月	同社取締役代表執行役社長兼CEO
2022年 4 月	同社取締役執行役会長（2023年６月退任）
2022年 6 月	TDK㈱社外取締役（現職）
2023年 6 月	㈱ゼンショーホールディングス社外取締役（現職）
2024年 6 月	当社社外取締役（現職） ㈱かんぽ生命保険 社外取締役（現職）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

当社は、山名昌衛氏が大手精密機器企業における経営者及び上場企業における社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役候補者として選任いたしました。同氏は、企業経営、マーケティング、環境・社会・人権、グローバルに関する豊富な経験と深い知識を持ち、当社の業務執行の監督機能の維持・向上に貢献するとともに、経営全般において有益な助言を提供していただけるものと考えております。

■ その他　社外取締役候補者に関する事項 等

1．当社は、山名昌衛氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．当社は、山名昌衛氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3．山名昌衛氏は、2023年６月までコニカミノルタ㈱の業務執行者でありましたが、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との取引額は同社の連結売上高及び当社の連結売上高のいずれも１％未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。
4．山名昌衛氏は、2024年６月から㈱かんぽ生命保険の社外取締役に就任しておりますが、2024年９月に公表された日本郵政グループによる顧客情報の不正流用に関し、㈱かんぽ生命保険に保険募集業務の委託元としての監督責任及び個人顧客情報の安全管理措置義務違反がありました。
山名昌衛氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、当該事実の判明後においては再発防止策に関して取締役の立場から報告を求め意見表明を行うなど、その職責を適切に果たしております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現任の監査等委員である取締役４名のうち、實野容道氏、松石秀隆氏及び早稲田祐美子氏の３名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任 實野（じつの） 容道（ひろみち）	取締役（監査等委員）	100% (13回／13回)	100% (15回／15回)
2	再任 松石（まついし） 秀隆（ひでたか） 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員）	100% (13回／13回)	100% (15回／15回)
3	再任 早稲田（わせだ） 祐美子（ゆみこ） 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員）	100% (13回／13回)	100% (15回／15回)

（注）当社は、實野容道氏、松石秀隆氏及び早稲田祐美子氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各氏が取締役に就任した場合は、各氏との間で同契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告「4-6　補償契約に関する事項」をご参照ください。

（注）当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告「4-7　役員等賠償責任保険契約に関する事項」をご参照ください。

候補者番号

1

實野容道（じつの ひろみち）

（1963年２月22日生）

再 任	取締役会出席率	監査等委員会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（13回出席/13回開催）	100%（15回出席/15回開催）	０株	なし	２年

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1986年４月	住友商事㈱入社
2017年４月	同社理事 法務部長
2019年４月	同社理事 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 （総務・法務担当）
2023年３月	同社嘱託
2023年４月	同社デジタル事業本部参事 当社顧問兼任
2023年６月	当社取締役（監査等委員）（現職）

■ **選任理由**

實野容道氏は、住友商事㈱において法務部門の長を担い、法務・リスク管理に関して豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

■ **その他**

当社は、實野容道氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

松石秀隆（まついしひでたか）

（1957年２月22日生）

再任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	監査等委員会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（13回出席/13回開催）	100%（15回出席/15回開催）	1,000株	なし	２年

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年４月	㈱リコー入社
2003年１月	西東京リコー㈱代表取締役社長
2005年４月	リコー東北㈱代表取締役 社長執行役員
2009年７月	リコーITソリューションズ㈱代表取締役社長（2010年３月退任）
2010年７月	リコージャパン㈱専務執行役員
2013年４月	リコーリース㈱専務執行役員
2013年６月	同社取締役 専務執行役員
2014年４月	㈱リコーグループ執行役員（常務執行役員） リコーリース㈱代表取締役 社長執行役員（2016年６月退任）
2016年６月	㈱リコー常務執行役員 日本販売事業本部長 リコージャパン㈱代表取締役社長執行役員CEO（2018年３月退任）
2018年４月	㈱リコー専務執行役員 CFO 経営企画本部長
2018年６月	同社取締役 専務執行役員 CFO 経営企画本部長
2021年４月	同社取締役 コーポレート専務執行役員（2022年６月退任） ＣＦＯ 経営企画部部長（2022年３月退任）
2022年８月	日本国土開発㈱社外取締役（現職）
2023年６月	当社社外取締役（監査等委員）（現職）

■ **選任理由及び期待される役割の概要**

当社は、松石秀隆氏が大手電気機器企業における経営者及び上場企業における社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役候補者として選任いたしました。同氏は、企業経営、財務・会計、組織・人材、マーケティングに関する豊富な経験と深い知識を持ち、当社の業務執行の監督機能の維持・向上に貢献するとともに、経営全般において有益な助言を提供していただけるものと考えております。

■ **その他　社外取締役候補者に関する事項 等**

1．当社は、松石秀隆氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．当社は、松石秀隆氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3．松石秀隆氏は、2010年３月までリコーITソリューションズ㈱の業務執行者であり、2016年６月までリコーリース㈱の業務執行者でありましたが、退任してからすでに５年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、両社と当社との取引額は、両社の連結営業収益及び当社の連結売上高のいずれも１％未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。また、同氏は2018年３月までリコージャパン㈱の業務執行者であり、2022年６月まで㈱リコーの業務執行者でありましたが、退任後は業務執行には携わっていないこと、両社と当社との取引額は、両社の連結営業収益及び当社の連結売上高のいずれも１％未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号 3

早稲田（わせだ）　祐美子（ゆみこ）

（1960年１月29日生）

再任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	監査等委員会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数（本株主総会終結時）
	100%（13回出席/13回開催）	100%（15回出席/15回開催）	０株	なし	２年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月	松田政行法律特許事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所
2005年４月	日本弁護士連合会常務理事
2013年４月	東京六本木法律特許事務所入所
2014年１月	同所パートナー（現職）
2014年３月	花王㈱社外監査役
2015年３月	アサヒグループホールディングス㈱社外監査役
2016年４月	第二東京弁護士会会長
2017年５月	日本弁護士政治連盟副理事長（現職）
2020年８月	公益財団法人日弁連法務研究財団専務理事
2021年６月	㈱ＩＨＩ社外監査役（現職）
2023年３月	中外製薬㈱社外監査役（現職）
2023年６月	当社社外取締役（監査等委員）（現職）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

当社は、早稲田祐美子氏が弁護士及び上場企業における社外監査役、政府関連機関の委員等として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役候補者として選任いたしました。同氏は、環境・社会・人権、法務・リスク管理に関する豊富な経験と深い知識を持ち、当社の業務執行の監督機能の維持・向上に貢献するとともに、経営全般において有益な助言を提供していただけるものと考えております。

■ その他　社外取締役候補者に関する事項 等

1．当社は、早稲田祐美子氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．当社は、早稲田祐美子氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

3．早稲田祐美子氏は、2021年６月から㈱ＩＨＩ（以下ＩＨＩ）の社外監査役に就任しておりますが、ＩＨＩの子会社である㈱ＩＨＩ原動機におきまして、同社が製造する船舶用エンジン及び陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行なわれていたことが判明し、昨年４月にこれを公表いたしました。
また、同じくＩＨＩの子会社である新潟トランシス㈱におきまして、同社が製造するロータリ式道路用除雪車の除雪性能試験で不適切な行為が行なわれていたことが判明し、昨年７月にこれを公表いたしました。
さらに、本年３月には、公正取引委員会より、ＩＨＩの子会社であるＩＨＩ運搬機械㈱の機械式駐車装置事業におきまして、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。
早稲田祐美子氏は、平素より法令遵守の観点から監査を行っており、事案発生後においては、同社の再発防止策の策定及びその進捗等を監視するとともに、取締役会において業務全般における規律の徹底や企業倫理のさらなる強化を求めるなど、再発防止に向けその職責を果たしております。

監査等委員である取締役以外の取締役の選任等及び報酬等についての監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

また、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、担当役員より報酬体系及び報酬額に関する報告を受け、検討した結果、報酬等の算出の公平性及び当社の業績が考慮された水準であり、かつ役割と職責に応じた水準であることから、当該報酬等は妥当であると判断しております。

第４号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において、一事業年度につき、社外取締役を除く取締役については960百万円以内、社外取締役については40百万円以内と決議されております。また、2022年6月23日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、上記報酬枠の内枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は150百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内と決議されております。

今般、取締役会における社外取締役の構成比率の増加およびその期待役割が高まってきたこと、取締役報酬における中長期的な企業価値向上を具現化するインセンティブの比率をより一層高めることを目的に、一事業年度につき、社外取締役を除く取締役については900百万円（うち、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を450百万円、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間15万株）以内、社外取締役については100百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、2016年6月28日開催の定時株主総会において決議された取締役の報酬総額である1,000百万円以内の内訳を見直すものであり、報酬総額の上限に変更はありません。

また、取締役の報酬等の額には、従前どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬については、上限額及びこれにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を除き、2022年６月23日開催の定時株主総会において決議された内容に変更はありません。

現在の取締役は７名（うち社外取締役3名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決された場合も同様に取締役は７名（うち社外取締役3名）となります。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の対象となる取締役は現在3名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決された場合も同様に対象取締役は3名となります。

当社は、事業報告「４-2　(2)取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

ご参考 1 取締役会全体として備えるべきスキル

当社グループの成長戦略を推進していくために取締役会の全体として備えるべき重要な知識や経験、能力等を次のとおりスキルとして一覧化し、保有するスキルのバランスと多様性に配慮しながら取締役会メンバーの構成・規模を決定しております。

スキル	略称	選定理由
企業経営経験	企業経営	多岐にわたるビジネスにおける機会とリスクを評価し、適切な投資を通じて持続的成長を担保するため。成長戦略としてのサステナビリティ経営を推進する上で、様々な社会課題の解決を収益機会として捉え、その解決に積極的に取り組むにあたり、経営資源への投資を含めた最適な経営判断を行うため。
財務・会計に関する専門性・経験	財務・会計	事業の成長性と収益性を評価し、高い資本効率を実現するため。適時適切な開示と透明性の高いガバナンスを実践するため。
テクノロジ全般に関する専門性・先見性・経験	テクノロジ	テクノロジを利用して企業・社会の課題を解決するため、幅広い分野の先端技術の導入に向けた適切な経営判断を行うため。
組織及び人材マネジメントに関する専門性・経験	組織・人材	多様なスキル・経験をもつプロフェッショナルが、価値観を共有し、多様性と専門性を活かしながら、活躍・成長し続けられる機会と組織づくりを実現するため。
市場、経済環境・動向に関する専門性・経験	マーケティング	社会、経済環境の変化から生ずる課題を見極め、そのソリューションの開発、提供を適切に行うため。
環境・社会・人権に関する専門性・経験	環境・社会・人権	地球温暖化や人権問題、地域間格差等社会課題を的確に認識し、当社が貢献できる分野を見極めるとともに、健全なバリューチェーンの確立等企業としての社会的責任を果たすため。
法務・リスク管理に関する専門性・経験	法務・リスク管理	コンプライアンスを遵守し、経営に対する実効性の高い監督を行うとともに、リスク管理等に関する適切な管理体制を構築・実践するため。
グローバルビジネスに関する専門性・経験	グローバル	グローバルベースのデジタル化の動きを当社の成長機会として取り入れるため。

ご参考 2 各取締役に特に貢献を期待するスキル（スキル・マトリックス）

本総会第２号議案及び第３号議案が原案どおり、承認可決された場合の取締役会の構成は、次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務・会計	テクノロジ	組織・人材	マーケティング	環境・社会・人権	法務・リスク管理	グローバル
中島　正樹	取締役会長	●			●	●			●
當麻　隆昭	代表取締役 執行役員 社長	●		●	●	●			
竹下　隆史	取締役 執行役員 副社長	●		●	●			●	
加藤　真一	取締役	●		●		●			●
久保　哲也	社外取締役	●	●		●				●
平田　貞代	社外取締役			●	●		●		
山名　昌衛	社外取締役	●				●	●		●
實野　容道	取締役（監査等委員）							●	
三木　泰雄	社外取締役（監査等委員）	●		●					
松石　秀隆	社外取締役（監査等委員）	●	●		●	●			
早稲田　祐美子	社外取締役（監査等委員）						●	●	

※「取締役会全体として備えるべきスキル」のうち、各取締役が保有し、特に貢献を期待するスキルを４つまで特定しております。このスキル・マトリックスは、各取締役が保有するすべての経験および見識を表すものではありません。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1　事業の経過及びその成果

(1) 経営成績及びセグメントの状況

当期におけるわが国経済は、エネルギー・原材料価格の高騰に伴う物価上昇や、アメリカの政策動向に伴う金利変動及び為替動向等の影響はありましたが、国内での経済活動の活発化によって、緩やかながらも景気は回復の動きが続きました。

日本経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、継続的な財政政策や金融政策の効果もあり、緩やかながらも回復基調が続くことが期待されます。ただし、物価の上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響が、日本経済を下押しするリスクになっています。また、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動による影響には十分に注意する必要があります。

このような経済環境の下、ITサービス市場におきましては、顧客企業におけるIT投資は幅広い業種にわたり拡大基調が続いており、事業の拡大や競争力強化を目的としたIT投資への意欲は力強いものがあります。アメリカの政策動向における景気の下押しリスクはあるものの、社会のデジタル化に対応するための既存システムのクラウド対応需要等、IT投資需要は継続しています。

当社グループにおける顧客企業の動向につきましては、製造業企業においては、基幹システムの再構築や事業基盤強化のための戦略的投資等、デジタル化に向けたIT投資需要は増加を続けております。金融業企業においては、不正取引・資金洗浄の検知・防止を目的とした投資需要や金融取引のオンライン対応等が堅調に推移しました。

また、顧客企業の業務効率と生産性向上への強い意欲等を背景に、各種クラウド型ITサービスへの需要や、ソフトウェアのエンドオブサービスに対応する基幹システム再構築等の投資需要は継続しており、こうした動きのなかで、システムの再構築や戦略的IT投資需要は、今後も継続するものと考えております。

当期の業績につきましては、売上高は、ネットワンシステムズ㈱の連結加算の影響や、拡大を続ける顧客企業のIT投資需要から、システム開発、保守運用・サービス、システム販売、全ての売上区分で増加し、前期比24.1％増の596,065百万円となりました。

営業利益は、PROACTIVE事業における事業強化コストや一部ソフトウェアの除却損、また、BPOビジネスのコロナ特需からの反動・構造改革コストに加え、PPA※を含む統合関連費用がありましたが、増収による増益や不採算案件の改善を含めシステム開発の利益率が向上したこと、また、ネットワンシステムズ㈱の連結加算により、前期比16.0％増の66,121百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては、投資有価証券の減損と統合に係る金融費用の影響もあり、前期比11.3％増の45,035百万円となりました。

※PPA（Purchase Price Allocation）：取得原価を被買収企業の資産・負債に公正価値で配分し、その過程で償却対象となる無形資産を識別する手続き

当社グループはさらなる成長に向け、成長戦略として「サステナビリティ経営」を推進します。経営理念とマテリアリティを当社グループの存在意義としたうえで、社会と共に持続的発展を目指し、「2030年 共創ITカンパニー」の実現のため、「顧客や社会に対して、新たな価値を提供し続けるため、事業分野、事業モデルを再構築すること」、「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識し、社員一人ひとりの市場価値を常に最大化すること」を、策定した中期経営計画の方針とし、総合的企業価値の飛躍的な向上に向け取り組んでまいります。

2025年３月期連結業績　（単位：百万円）

売上高

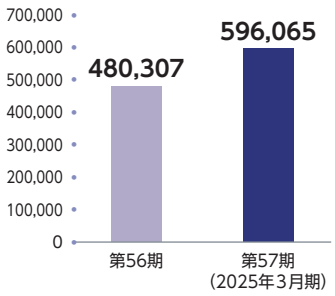

営業利益

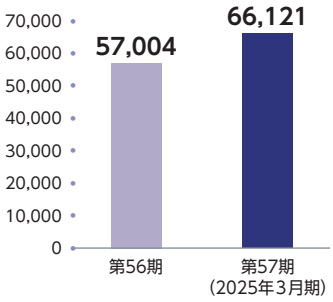

親会社の所有者に帰属する当期利益

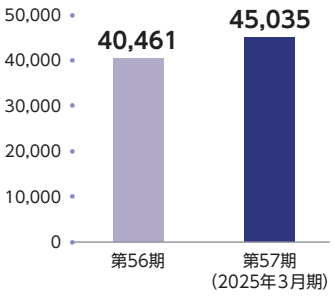

セグメント別業績	2024年３月期 (第56期)		2025年３月期 (第57期)		前期比	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
産業IT	176,332	24,329	195,654	28,957	19,322	4,628
金融IT	63,492	7,312	65,163	8,948	1,671	1,636
ITソリューション	59,854	3,315	58,905	△1,931	△949	△5,247
ITプラットフォーム	88,561	13,363	175,752	21,706	87,191	8,343
ITマネジメント	64,746	9,430	71,779	11,302	7,032	1,872
その他	27,026	1,920	28,807	1,938	1,781	18
調整額	294	△2,667	2	△4,801	△292	△2,133
合　　計	480,307	57,004	596,065	66,121	115,757	9,117

（注）1. 当期に社内組織の一部を見直したことに伴い、前期のセグメント別業績についても、変更後の区分方法により作成したセグメントの売上高及び利益の金額を表示しております。
2. セグメント別売上高については、外部顧客への売上高を表示しております。
3. 営業利益の調整額は、各セグメントに配分していない全社費用等であります。

セグメント別業績の概要

産業IT

売上高195,654百万円／構成比32.8%

自動車業向けのシステム開発投資需要の拡大や検証サービスが増加したこと、デジタルサプライチェーン事業において製造業顧客から案件が増加したことにより、流通業向けの案件収束の影響を吸収し、売上高は前期比11.0%増の195,654百万円、営業利益につきましては、前期比19.0%増の28,957百万円となりました。

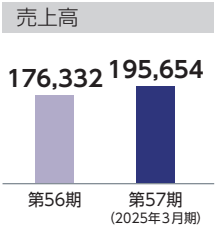

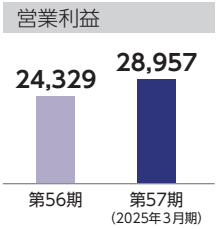

金融IT

売上高65,163百万円／構成比10.9%

信販・リース業、損保業向け案件減少の影響がありましたが、銀行業におけるAML案件や証券業向け顧客基幹システム案件等が継続して取り込めた影響により、売上高は前期比2.6%増の65,163百万円、営業利益につきましては、前期比22.4%増の8,948百万円となりました。

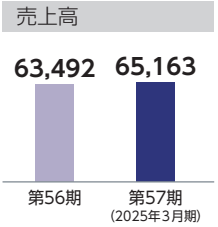

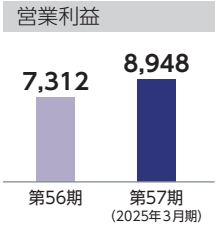

ITソリューション

売上高58,905百万円／構成比9.9%

BPOビジネスでの公共向け案件終了やPROACTIVEでのインボイス関連の反動減が影響し、売上高は前期比1.6%減の58,905百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の動向に加えて、ソフトウェア資産の除却が発生した影響により、△1,931百万円となりました。

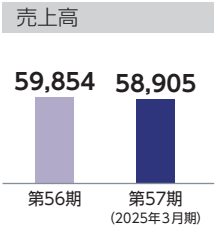

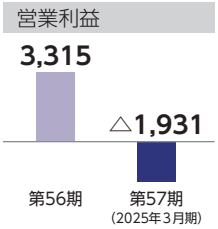

ITプラットフォーム

売上高175,752百万円／構成比29.5%

学術研究機関向けハードウェア販売や運輸業・金融業へのセキュリティ製品の販売が堅調に推移したことに加えて、ネットワンシステムズ㈱の連結加算の影響により、売上高は前期比98.5%増の175,752百万円、営業利益につきましては、前期比62.4%増の21,706百万円となりました。

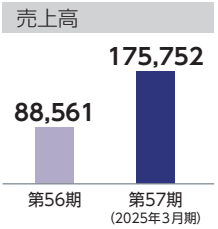

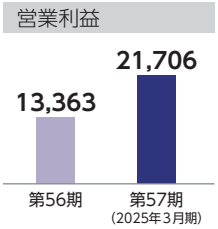

ITマネジメント

売上高71,779百万円／構成比12.0%

金融業、製造業向けの顧客を中心にマネジメントサービスの取引が増加したこと、また、クラウドサービスにて流通業顧客向けにライセンス販売があったことから、売上高は前期比10.9%増の71,779百万円、営業利益につきましては、前期比19.9%増の11,302百万円となりました。

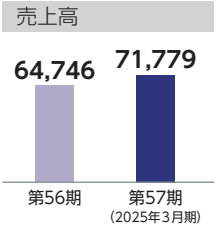

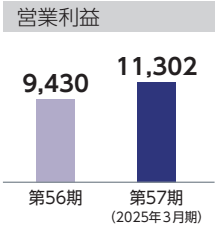

その他

売上高28,807百万円／構成比4.8%

売上高は前期比6.6%増の28,807百万円、営業利益につきましては、前期比1.0%増の1,938百万円となりました。

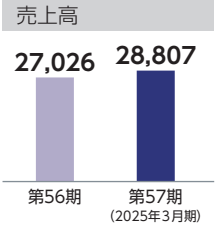

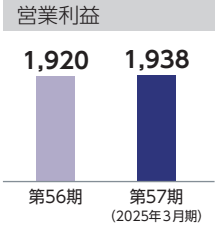

また、サービス特性別の「システム開発」「保守運用・サービス」「システム販売」の各売上区分別売上高は次のとおりであります。

売上区分別 売上高	2024年３月期 (第56期)		2025年３月期 (第57期)		前期比	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	増減率（%）
システム開発	202,799	42.2	223,642	37.5	20,843	10.3
保守運用・サービス	188,340	39.2	222,065	37.3	33,724	17.9
システム販売	89,168	18.6	150,357	25.2	61,189	68.6
合　　計	480,307	100.0	596,065	100.0	115,757	24.1

システム開発は、流通業向け案件の反動減はありましたが、自動車業を中心とした製造業向けの開発案件や銀行業向けの案件等が増加し、売上高は前期比10.3%増の223,642百万円となりました。

保守運用・サービスは、BPOビジネスの反動減がありましたが、マネジメントサービスや検証サービスなどが堅調に推移したことで、売上高は前期比17.9%増の222,065百万円となりました。

システム販売は、通信業の特定顧客向けネットワーク機器販売やセキュリティ製品の販売、また、学術研究機関向けのハードウェア販売の増加によって、売上高は前期比68.6%増の150,357百万円となりました。

なお、ネットワンシステムズ㈱の子会社化によって、各売上区分において連結加算の影響があります。

1-2　資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、ネットワンシステムズ㈱に対する公開買付に充当する資金として㈱三井住友銀行と締結した総額273,500百万円のブリッジローン契約のうち、200,880百万円の借入を実行いたしました。そのうち100,000百万円につき、無担保社債50,000百万円の発行及び銀行借入50,000百万円の実行による弁済を実施いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は35,890百万円であります。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社の持分法適用会社であるダイアモンドヘッド㈱は、同社を存続会社として2024年10月１日にSCSKプレッシェンド㈱を吸収合併し、連結子会社となりました。

また、当社はネットワンシステムズ㈱に対し公開買付けを実施し、本公開買付けの結果、同社を2024年12月25日付で連結子会社としました。

1-3　財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(IFRS)

区　　分		2022年３月期 (第54期)	2023年３月期 (第55期)	2024年３月期 (第56期)	2025年３月期 (第57期)
売上高	(百万円)	414,150	445,912	480,307	596,065
営業利益	(百万円)	47,555	51,361	57,004	66,121
税引前当期利益	(百万円)	48,315	53,336	57,459	65,547
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	33,470	37,301	40,461	45,035
基本的１株当たり当期利益	(円)	107.20	119.44	129.51	144.10
資産合計	(百万円)	407,609	435,469	471,400	885,029
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	246,921	271,909	302,254	291,420
１株当たり親会社の所有者に帰属する持分	(円)	790.86	870.56	967.36	932.41

(注) 2021年10月１日を効力発生日として、普通株式１株を３株に分割しております。１株当たりの情報の各金額につきましては、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

売上高／営業利益／税引前当期利益

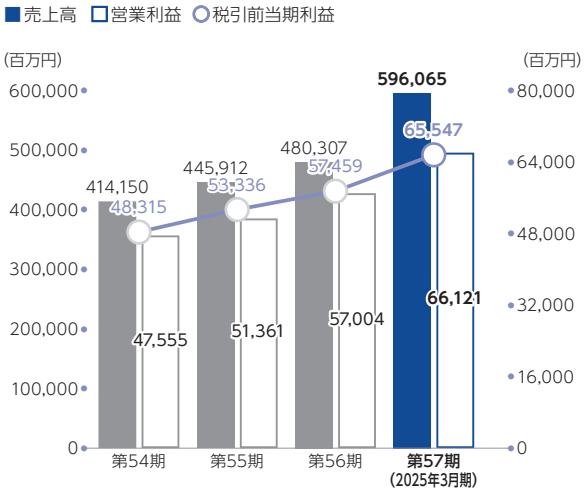

親会社の所有者に帰属する当期利益／基本的1株当たり当期利益

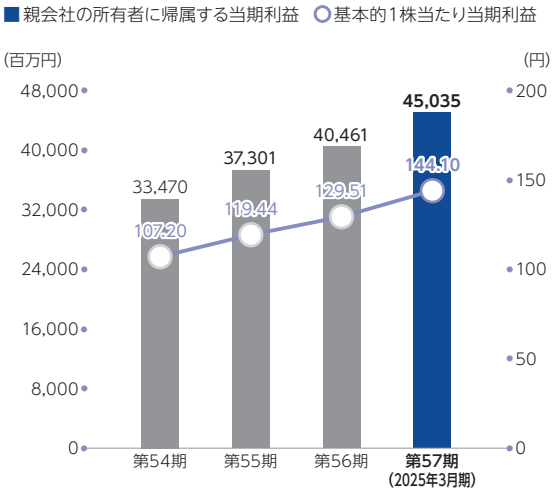

資産合計

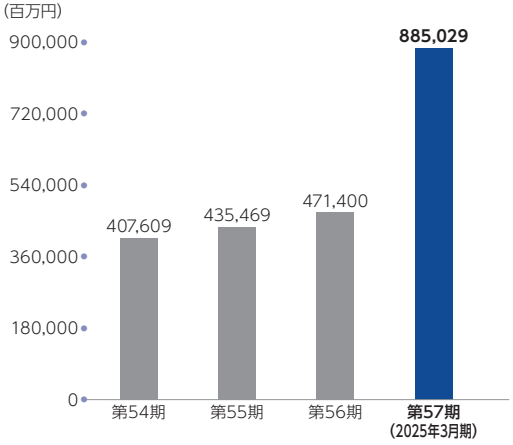

親会社の所有者に帰属する持分／1株当たり親会社の所有者に帰属する持分

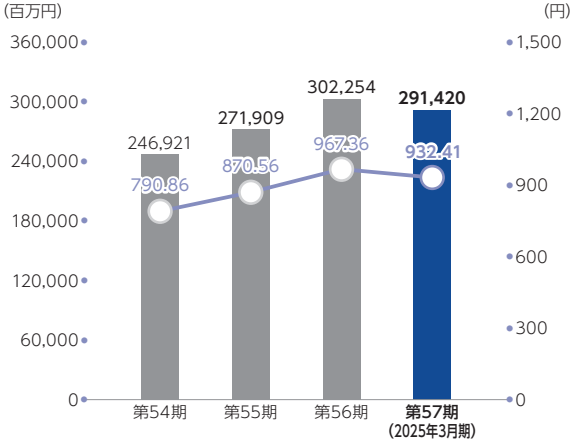

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分		2022年３月期（第54期）	2023年３月期（第55期）	2024年３月期（第56期）	2025年３月期（第57期）
売上高	（百万円）	332,153	355,610	381,911	407,726
経常利益	（百万円）	41,388	44,530	49,158	51,853
当期純利益	（百万円）	29,195	29,953	34,782	37,780
１株当たり当期純利益	（円）	93.53	95.92	111.34	120.90
総資産	（百万円）	373,358	382,354	402,099	687,984
純資産	（百万円）	234,636	249,703	266,730	282,443
１株当たり純資産	（円）	751.57	799.51	853.71	903.73

（注）1.　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。
2.　2021年10月１日を効力発生日として、普通株式１株を３株に分割しております。１株当たりの情報の各金額につきましては、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

売上高／経常利益

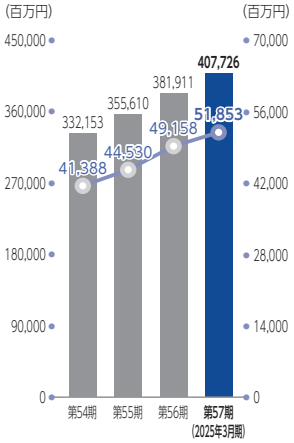

当期純利益／1株当たり当期純利益

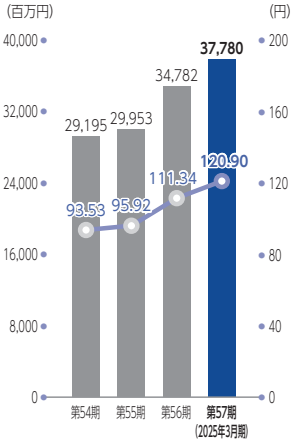

総資産

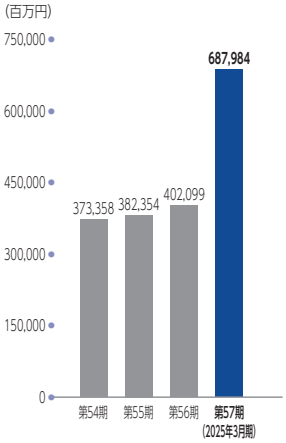

純資産／1株当たり純資産

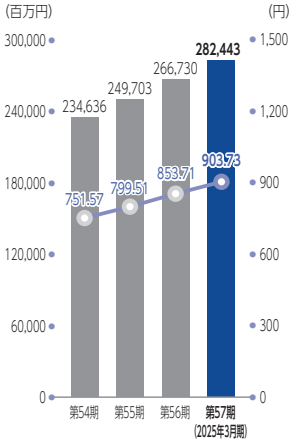

1-4　対処すべき課題

(1) 当社を取り巻く事業環境と対処すべき課題

国内のITサービス市場は、生成AIやブロックチェーン、クラウドコンピューティング、モバイルテクノロジーをはじめとする急速なテクノロジーの進化、データ分析技術の進化に伴うデータ活用の重要性の増加、データ流出やサイバー攻撃などのセキュリティリスクの増加など、企業のIT戦略、IT投資に質的変化が生じ、ビジネスとITの関係は一層密接になっております。

ITサービス企業は、これらの環境を踏まえ、常に新しい技術を取り込み、自社製品・サービスの継続的な提供価値の向上、革新的な製品・サービスの創出が求められております。また、事業環境の変化が加速し、先を見通すことが難しい「不確実な時代」に持続的に成長していくためには、事業分野、事業モデルの再構築による自己変革が重要となります。

このような事業環境の変化の中、当社は経営理念「夢ある未来を、共に創る」に立ち返り、「サステナビリティ経営」を実践していく上で、優先的に取り組む領域を決めて共有するために「マテリアリティ（重要課題）」を策定し、当該方向性を踏まえた2030年の目指す姿としてグランドデザイン2030を策定しました。このグランドデザイン2030の実現に向け2023年４月に第二期の計画となる「中期経営計画(FY2023-FY2025)」を発表いたしました。

＜マテリアリティ＞

当社グループの事業と当社グループならではの強み、社会へ対して果たすべき役割から、以下７つのマテリアリティを策定しております。

・社会課題解決を通じた持続的な事業成長	・持続的な成長を支える基盤
・豊かな未来社会の創造	・地球環境への貢献
・安心・安全な社会の提供	・多様なプロフェッショナルの活躍
・いきいきと活躍できる社会の実現	・健全なバリューチェーンの確立
	・透明性の高いガバナンスの実践

＜グランドデザイン2030＞

グランドデザイン2030では、お客様やパートナーとともに社会課題の解決に貢献するビジネスを創り出すことによって、「2030年共創ITカンパニー」の実現を目指しています。

目指す姿の実現に向けて、当社グループの本質的な企業力を向上するべく、経済価値と社会価値、人的資本価値等の非財務要素を包含した企業価値である“総合的企業価値”の飛躍的な向上を図るとともに、従来とは非連続な価値創出を前提に社会課題の解決をリードする一流の会社を目指すことを意図する「売上高１兆円への挑戦」を掲げ、具体的な実現へのステップである中期経営計画に取り組んでいます。

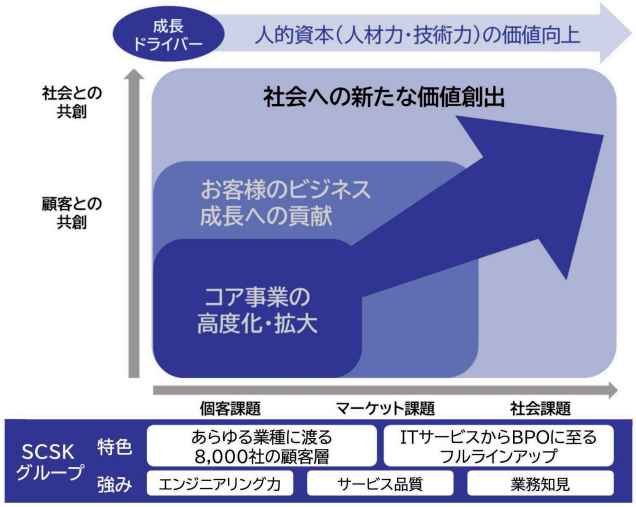

＜中期経営計画＞

中期経営計画（FY2023-FY2025）は、グランドデザイン2030の実現に向けた第二期の中期経営計画として位置付けており、事業分野・事業モデルの再構築を進め、当社グループ発で新たな価値を提供する領域に積極的に取り組むことに加えて、収益性・生産性の高い事業モデルへのシフトを進めます。また、社員の能力を最大限に発揮できる業務環境の整備や事業分野・事業モデルの選択・構築を行うことで、社員一人ひとりの市場価値の最大化に取り組んでいきます。それらの推進に向けた具体的な取り組みをグループ基本戦略として取りまとめています。

【グループ基本戦略】

“総合的企業価値”の飛躍的な向上に向け、

・お客様や社会に対して、新たな価値を提供し続けるため、事業分野、事業モデルを再構築する

・社員の成長が会社の成長ドライバーと認識し、社員一人ひとりの市場価値を常に最大化する

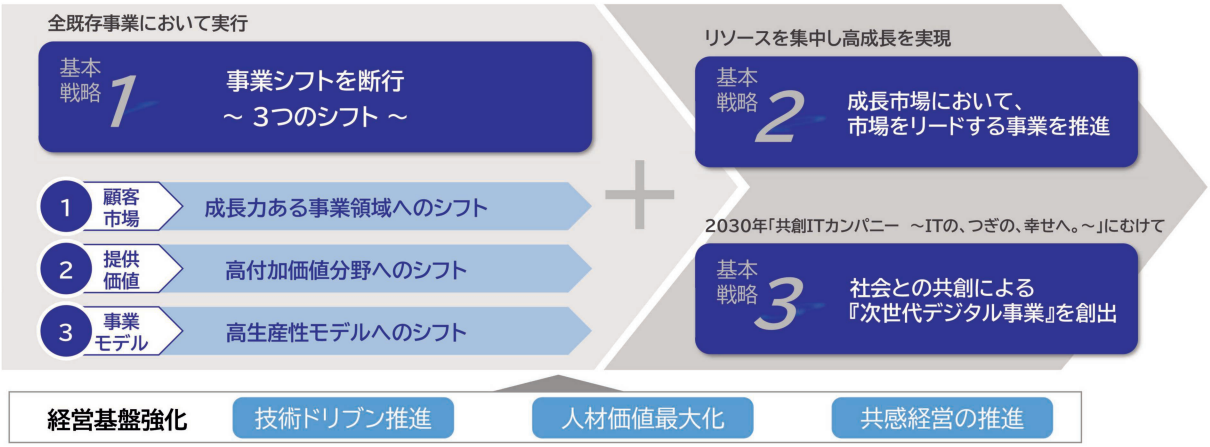

【基本戦略１】事業シフトを断行～３つのシフト～
　① 顧客市場　- 成長力ある事業領域へのシフト
　② 提供価値　- 高付加価値分野へのシフト
　③ 事業モデル- 高生産性モデルへのシフト
【基本戦略２】成長市場において、市場をリードする事業を推進
【基本戦略３】社会との共創による「次世代デジタル事業」を創出
【経営基盤強化】
　① 技術ドリブン推進
　② 人材価値最大化
　③ 共感経営の推進
【成長投資】
　３年間で1,000億円規模の積極的な投資を実行
【経営指標】
・財務目標
　持続的な成長に向けた事業分野・モデルの再構築により高収益成長を実現
　＜2026年３月期＞
　- 営業利益：650億円
　- 営業利益率：12.5%以上
　- ROE：14%
・株主還元
　＜2026年３月期＞
　- 配当性向：50%

(2) 中期経営計画の進捗

本中期経営計画を、「2030年 共創ITカンパニー」に向けた第二期として位置付け、第一期(FY2020-FY2022)の基本戦略の施策を収益化・業績貢献につなげるべく、本中期経営計画における3つの基本戦略、経営基盤強化により推進いたします。

●基本戦略1：事業シフトを断行～3つのシフト～

・事業環境の変化に対応し持続的な成長に向け、事業分野・事業モデルを再構築いたします。

・収益率の向上とともに、持続的成長への投資余力・成長余力を創出いたします。

【取り組み例】

① 成長力ある事業領域へのシフト

組織ごとに対象領域を決め、事業の選択と集中を実施し、全社レベルで成長力ある事業領域（製造領域、モビリティ、セキュリティなど）へ要員をシフトし、個別リスキリング施策を実施しております。また全社でも、成長力ある事業領域への対応力を高めるべく、デジタルスキル標準教育を行っております。

② 高付加価値分野へのシフト

システム開発における上流工程へのシフト、及び、上流工程を担う高度人材の育成・獲得に取り組んでおります。また、提供価値に見合った取引価格へと、単価の適正化の取り組みが順調に進展しております。

③ 高生産性モデルへのシフト

生成AI活用による開発生産性向上に向けて、要件定義から運用、営業支援、企画・分析まで、各工程における適用検証を、全社の推進事項として実施しております。

●基本戦略２：成長市場において、市場をリードする事業を推進

・クラウド・デジタル活用にて成長を期する市場・技術領域において、当社グループの保有する強みをもとに、市場成長への貢献とともに、当社グループの高成長を実現いたします。

・現有リソースにとらわれないリソース集中、先進技術を組織的に活用、継続的に対象事業を見出します。

●基本戦略３：社会との共創による「次世代デジタル事業」を創出

・コア事業の知見を活かし、従来とは非連続な「次世代デジタル事業」、社会へ新たな価値創出をリードいたします。

・当社グループ「マテリアリティ」を起点とした領域における継続的な事業の開拓・挑戦を行います。

【基本戦略２及び基本戦略３の取り組み例】

ERP領域においては、複数の大手製造業顧客より大規模な基幹システム構築案件を受注するとともに、エンジニアリングチェーン領域、顧客接点領域、SoI領域を注力領域とし、ノウハウや事例を集約し顧客へ提供できる体制へと進化しています。

モビリティ事業では、リソース強化のため、専門教育とリスキリング含む教育体制を拡充し、超上流となる専門性の高いエンジニアの採用と育成を強化しています。PROACTIVEにおいては、従来のアーキテクチャを大きくモダナイズし、AIの機能性と外部とのエコシステムを利用できるプロダクトへと転換するとともに、オファリングサービスの中核を目指しています。

セキュリティ・データインテグレーション・クラウドインテグレーション領域では、事業推進・強化を目的として、ネットワンシステムズ㈱に対し公開買付けを実施し、本公開買付けの結果、同社を2024年12月25日付で連結子会社としました。

これにより、ネットワーク・セキュリティ・クラウドからデータ活用等のアプリケーションの提供までを一体化したデジタルサービスとして提供可能となります。

また、カスタマーエクスペリエンス領域における、事業基盤・差別化要素の強化に向け、ダイアモンドヘッド㈱とSCSKプレッシェンド㈱を統合し、ダイアモンドヘッド㈱を連結子会社としました。

●経営基盤強化

「技術ドリブン推進」

先進技術獲得による新たな価値創出・事業開拓、社会実装に向けた高度先進技術者の拡充を行うとともに、長年蓄積された業務ノウハウ・著作物等の知財化、全ての顧客フロントでの顧客課題解決に向けた活用促進による知財価値の向上、ファンド出資等を通じたベンチャー企業との協業等のオープンイノベーションの推進を一層強化いたします。

「人材価値最大化」

本中期経営計画の方針である「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識し、社員一人ひとりの市場価値を常に最大化する」の実現のため、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティ＆インクルージョンの実践、Well-Being・健康経営の推進、事業戦略と人材ポートフォリオの最適化、処遇・報酬制度等による基盤整備を行います。

「共感経営の推進」

会社・トップマネジメント・リーダーと社員の双方が“共感”することで、一人ひとり、あるいは一企業では成し得ない、大きく・新たな価値を生む原動力となることを踏まえ、共感経営を推進してまいります。

【経営基盤強化取り組み例】

当社グループ技術戦略「技術ビジョン 2030」を策定し、先進デジタル技術の最大活用による事業構造の変革（デジタルシフト）や生成AIの活用による飛躍的な生産性向上の実現及び自律型マルチAIエージェントを用いた自社サービスへの組み込みに取り組んでおります。また、コンサルティング機能拡充・事業開発強化に向け、実践ワークショップ型育成プログラムの実施や各事業グループでコンサル系人材の定義、目標・KPIを設定し、育成・獲得を推進しています。

1-5　主要な事業内容（2025年３月末日現在）

「産業IT」、「金融IT」、「ITソリューション」、「ITプラットフォーム」、「ITマネジメント」、「その他」の報告セグメントに係る事業の連携により、ITコンサルティング、システム開発、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、ITハード・ソフト販売、BPO等のサービス提供を行っております。

1-6　主要拠点等（2025年３月末日現在）

(1) 当社の主要な営業所

① 豊洲本社	東京都江東区
② 支社／支店	東京都中央区、東京都港区、東京都多摩市、大阪府大阪市、大阪府豊中市、愛知県名古屋市、広島県広島市、福岡県福岡市、沖縄県浦添市
③ データセンター	東京都千代田区、東京都文京区、東京都江東区、東京都江戸川区、千葉県印西市、大阪府豊中市、兵庫県三田市

(2) 重要な子会社等の主な営業所

「1-7　重要な親会社及び子会社の状況」の「(4) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりであります。

(3) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従業員数	対前期末増減
20,252名	3,956名増

セグメント区分	従業員数
産業IT	6,109名
金融IT	1,620名
ITソリューション	3,915名
ITプラットフォーム	3,655名
ITマネジメント	1,857名
その他	3,096名
合　　計	20,252名

（注）その他は管理部門等の従業員数であります。

②当社の従業員

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
8,360名	251名減	42歳11カ月	17年2カ月

1-7　重要な親会社及び子会社の状況（2025年３月末日現在）

（1）親会社の状況

当社の親会社は住友商事㈱であり、当期末において同社は当社の株式を158,091千株（出資比率50.53％）保有しております。当社は親会社へ主としてソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売を行っております。

（2）親会社との間の取引に関する事項

①　当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

ITソリューションの提供については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件ごとに価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

②　当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規則に基づき、親会社との間の重要な取引については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者にて構成される利益相反取引管理等諮問委員会に事前に諮問し、答申を得た上で、社外取締役６名が出席する取締役会において取引の可否を判断しており、その過程において、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。なお、当社は利益相反取引管理等諮問委員会に対して、当該取引に関する情報を定期的に報告し、当該委員会は、当社の利益を損なう事態が生じていないかどうかについてモニタリングをしております。

③　取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

（3）親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等

親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社の親会社である住友商事㈱においては、グループ会社による「自律」的な経営を尊重し、株主として積極的な「対話」を通じて構築した信頼関係に基づきグループ各社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、住友商事㈱を含むグループ各社の強固な「連携」により新たな価値を創造することをグループ経営の方針としております。これに加えて、当社においては、親会社と当社の一般株主との間に利益相反のリスクがあることを踏まえ、独立した意思決定を担保するために、当社の経営陣及び親会社からの独立性を有した社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制を構築し、運用しております。

一方で、当社による独立した意思決定が担保されることを前提としながら、親会社におけるグループ全体の内部統制の構築・運用に基づくリスク管理の必要性や当社の企業価値の維持・向上の観点から、当社における一定規模の重要な業務執行やコンプライアンス事案等、当社の企業価値に重大な影響を与えうる事案に対しては、親会社に対して事前の相談や報告を実施しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ネットワンシステムズ㈱	東京都千代田区	12,279百万円	100.00	情報インフラ構築、関連サービスの提供
ＳＣＳＫサービスウェア㈱	東京都江東区	100百万円	100.00	コンタクトセンターサービス及びBPOサービス
㈱ベリサーブ	東京都千代田区	792百万円	100.00	製品検証サービス及びセキュリティ検証サービス等
ＳＣＳＫ Ｍｉｎｏｒｉ ソリューションズ㈱	東京都江東区	480百万円	100.00	ソフトウェア開発及びシステム運用・機器販売等
ＳＣＳＫ九州㈱	福岡県福岡市	200百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
ＳＣＳＫ北海道㈱	北海道札幌市	100百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
ＳＣＳＫ ＲｅｇＴｅｃｈ Ｅｄｇｅ㈱	東京都江東区	100百万円	100.00	マネーロンダリング対策支援
㈱Ｓｋｅｅｄ	東京都目黒区	100百万円	100.00	自律分散ネットワーク技術をコアコンピタンスとしたソフトウェア及びソリューションの企画・開発・販売等
ＳＣＳＫシステムマネジメント㈱	東京都江東区	100百万円	100.00	システム運用サービス
ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン㈱	東京都江東区	194百万円	100.00	ソフトウェア開発（オープンソースソフトウェアコンサルティング）
ＳＤＣ㈱	東京都江東区	96百万円	100.00	ネットワーク構築・運用サービス
ＳＣＳＫ ＮＥＣデータセンターマネジメント㈱	東京都江東区	100百万円	62.50	データセンターサービス、ネットワークサービスの提供
ＳＣＳＫセキュリティ㈱	東京都江東区	50百万円	100.00	セキュリティサービス開発・販売 セキュリティ製品販売
㈱アライドエンジニアリング	東京都江東区	242百万円	100.00	コンサルティング及びパッケージソフト開発・販売
ＳＣＳＫオートモーティブＨ＆Ｓ㈱	東京都江東区	100百万円	100.00	モビリティ関連ソフトウェア
ダイアモンドヘッド㈱	東京都港区	100百万円	60.32	ECにおけるデザイン制作、システムの開発/提供、ならびにフルフィルメントサービス、EC 運営支援サービスの提供
㈱Ｇｒａｎ Ｍａｎｉｂｕｓ	東京都千代田区	90百万円	94.29	コンサルティングサービス及び先端技術ソリューションサービス
SCSK USA Inc.	米国 ニューヨーク	US$11,850千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Europe Ltd.	英国 ロンドン	Stg￡1,400千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
思誠思凱信息系統（上海）有限公司	中国 上海	US$500千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	200百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
PT SCSK Global Indonesia	インドネシア ジャカルタ	Rp75,000,000千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Myanmar Ltd.	ミャンマー ヤンゴン	US$4,200千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
ＳＣＳＫニアショアシステムズ㈱	東京都江東区	100百万円	100.00	ソフトウェア開発及び保守

（注）1．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め、33社であります。
2．特定完全子会社に該当するネットワンシステムズ㈱についての詳細は以下のとおりです。

名称	住所	帳簿価格の合計額	当社の総資産額
ネットワンシステムズ㈱	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号 JPタワー	357,739百万円	687,984百万円

1-8　主要な借入先及び借入額（2025年３月末日現在）

（単位：百万円）

借入先	2024年３月末日借入額	2025年３月末日借入額
日本電気㈱※1	4,800	4,687
三井住友信託銀行㈱	4,500	3,500
㈱三井住友銀行	4,500	155,380※2
㈱みずほ銀行	2,500	2,500
合　　計	16,300	166,067

※1 2022年４月１日付にて設立した当社と日本電気㈱による合弁会社であるＳＣＳＫ ＮＥＣデータセンターマネジメント㈱に対し、両社から持分比率（62.5:37.5）に応じて融資を行いました。
ＳＣＳＫ ＮＥＣデータセンターマネジメント㈱は当社の連結子会社であるため、同社が日本電気㈱から借り入れた金額を含めて、連結上の借入額として表示しております。

※2 ネットワンシステムズ㈱に対する公開買付に充当する資金として、前事業年度から借入額が増加しております。
詳細は「1-2　資金調達等についての状況　（1）資金調達の状況」をご確認ください。

1-9　剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第１項）があるときの権限の行使に関する方針

配当につきましては、財務状況、収益動向、配当性向、また、将来の事業投資に備えての内部留保等を総合的に勘案の上、連結ベースの業績拡大に応じて株主の皆様に利益還元を行ってまいりたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当の年２回の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。なお、当期の期末配当金につきましては、１株当たり37円00銭とし、実施済みの中間配当金１株につき34円00銭と合わせまして、年間配当金は１株につき71円00銭となります。また、2026年３月期の年間配当につきましては、１株当たり94円00銭を予定しております。

自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対しての利益還元施策の一つと考えており、前述の配当決定に係る検討事項に加え、株価の動向等を勘案しつつ、配当による利益還元とあわせ対応を検討していく考えであります。

1-10　その他企業集団の現況に関する重要な事項

当期中に連結子会社化したネットワンシステムズ㈱は、2020年３月期において、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことを認識するに至りました。当該取引の訴訟に関して生じた債務5,553百万円を流動負債の引当金に含めて表示しております。

2. 株式に関する事項

2-1　発行可能株式総数

600,000,000株

2-2　発行済株式の総数

312,875,169株（自己株式354,368株を含む）

2-3　当事業年度末の株主数

26,346名

2-4　上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
住友商事㈱	158,091,477	50.59
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	27,783,600	8.89
㈱日本カストディ銀行（信託口）	17,700,500	5.66
SCSKグループ従業員持株会	6,485,805	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,854,878	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,025,976	1.29
㈱アルゴグラフィックス	3,046,500	0.97
㈱日本カストディ銀行（信託口４）	2,921,300	0.93
GOVERNMENT OF NORWAY	2,727,098	0.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	2,192,449	0.70

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（354,368株）を控除して計算しております。

2-5　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）	25,115	3

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4-2　当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1　取締役の氏名等

氏　名	会社における地位	重要な兼職の状況
山　埜　英　樹	取　締　役	
當　麻　隆　昭	※1 取　締　役	
尾　﨑　　務	取　締　役	
加　藤　真　一	取　締　役	住友商事㈱専務執行役員
久　保　哲　也	※2 取　締　役	GCMインベストメンツ㈱取締役会長
平　田　貞　代	※2 取　締　役	
山　名　昌　衛	※2 取　締　役	TDK㈱社外取締役、㈱ゼンショーホールディングス社外取締役、㈱かんぽ生命保険社外取締役
實　野　容　道	取　締　役 (常勤監査等委員)	
三　木　泰　雄	※2 取　締　役 (監査等委員)	空港施設㈱社外取締役
松　石　秀　隆	※2 取　締　役 (監査等委員)	日本国土開発㈱社外取締役
早稲田　祐美子	※2 取　締　役 (監査等委員)	㈱IHI社外監査役、中外製薬㈱社外監査役

(注) 1．※1印は代表取締役であります。
2．※2印は法令に定める社外取締役であります。
3．取締役　久保哲也氏、平田貞代氏、山名昌衛氏及び取締役（監査等委員）三木泰雄氏、松石秀隆氏、早稲田祐美子氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。
4．重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの職務の執行に関する事項の報告、重要な決裁書類等の閲覧の他、子会社の監査役等との連絡会の開催等による情報の収集と監査等委員会における情報の共有により、監査の実効性を確保するため、實野容道氏を常勤監査等委員として選定しております。
5．社外役員の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
6．重要な兼職の状況に記載のない役員は、該当事項がありません。

当期中の異動

①新任者　2024年６月20日就任

加藤 真一（取締役（非常勤））　平田 貞代（取締役（非常勤））

山名 昌衛（取締役（非常勤））

②退任者　2024年６月20日退任

福永 哲弥（取締役）　中島 正樹（取締役（非常勤））

白石 和子（取締役 監査等委員（非常勤））　平田 貞代（取締役 監査等委員（非常勤））

執行役員及び業務役員の氏名等

2025年４月１日付にて執行役員及び業務役員の会社における地位及び担当が変更になりました。

2025年３月31日現在及び2025年４月１日現在の執行役員及び業務役員の担当等は、以下のとおりであります。

会社における地位 2025年４月１日現在	氏　名	担当及び重要な兼職の状況 2025年３月31日現在	2025年４月１日現在
※1 執行役員 社長	當麻　隆昭	健康経営推進最高責任者	健康経営推進最高責任者
※2 執行役員 副社長	竹下　隆史	ネットワンシステムズ㈱代表取締役 社長執行役員 CEO	ネットワンシステムズ㈱代表取締役 社長執行役員 CEO
※1 執行役員 副社長	尾﨑　務	最高情報セキュリティ責任者 総務・法務・リスク分掌役員 グローバル管掌役員 ProActive事業管掌役員	最高情報セキュリティ責任者 企画・サステナビリティ推進・広報・ 総務・法務・リスク管掌、 総務・法務・リスク分掌役員
執行役員 専務	清水　康司	人事分掌役員	人事分掌役員
※2 執行役員 専務	田中　拓也	ネットワンシステムズ㈱取締役 執行役員 COO ネットワンパートナーズ㈱ 代表取締役社長 社長執行役員	ITインフラサービス事業グループ管掌、 ネットワンシステムズ㈱取締役 執行役員 COO、 ネットワンパートナーズ㈱ 代表取締役社長 社長執行役員
執行役員 専務	渡辺　孝治	モビリティ事業グループ長、 中部支社長	モビリティ事業グループ・ビジネス デザイングループ管掌、モビリティ 事業グループ長、ビジネスデザイン グループ長、中部支社長
執行役員 専務	山本　香也	金融事業グループ長	金融事業グループ・PROACTIVE事業 ・CX事業管掌、金融事業グループ長
執行役員 常務	新堀　義之	㈱ベリサーブ代表取締役社長	㈱ベリサーブ代表取締役社長
執行役員 常務	岡　恭彦	経理・財務・IR分掌役員	経理・財務・IR分掌役員
執行役員 常務	宮川　正	産業事業グループ長	産業事業グループ・製造事業グループ管掌、 産業事業グループ長、西日本支社長

会社における地位 2025年４月１日現在	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況 2025年３月31日現在	2025年４月１日現在
執行役員 常務	髙野　　健	ソリューション事業グループ長	ITインフラサービス事業グループ長補佐、 SCSKシステムマネジメント㈱代表取締役会長
執行役員 常務	小峰　正樹	プロダクト・サービス事業グループ長、 SCSKセキュリティ㈱代表取締役社長	ITインフラサービス事業グループ長、 SCSKセキュリティ㈱代表取締役社長
執行役員 常務	戸田　賢二	SCSK Minoriソリューションズ㈱代表取締役社長	SCSK Minoriソリューションズ㈱ 代表取締役社長
執行役員 常務	福島　俊一郎	企画・サステナビリティ推進・広報分掌役員、技術戦略管掌役員	SCSKサービスウェア㈱代表取締役社長
執行役員 常務	志宇知　正司	産業事業グループ長補佐、 産業ソリューション第一事業本部長、 西日本支社長	製造事業グループ長
執行役員 常務	奥原　隆之	ビジネスデザイングループGXセンター長	企画・サステナビリティ推進・広報分掌役員
※２ 執行役員 常務	荒牧　俊一	－	グローバル担当役員、モビリティ事業 グループ副グループ長
執行役員	斎藤　幸彦	産業事業グループ副グループ長、 ProActive事業管掌役員補佐	製造事業グループ副グループ長
執行役員	河辺　恵理	人事分掌役員補佐 （DEIB・Well-Being推進担当）	人事分掌役員補佐 （DEIB・Well-Being推進担当）
執行役員	菊地　真之	ProActive事業本部長	PROACTIVE事業本部長
執行役員	石田　高章	事業革新推進グループ長	事業革新推進グループ長、 技術戦略担当役員
執行役員	小林　良成	人事分掌役員補佐、人事本部長、 東京グリーンシステムズ㈱代表取締役社長	人事分掌役員補佐、人事本部長、 東京グリーンシステムズ㈱代表取締役社長
執行役員	川村　　純	ソリューション事業グループ基盤ソリューション事業本部長、 モビリティ事業グループ副グループ長	モビリティ事業グループ副グループ長、 モビリティ事業グループ統括本部長
※２ 執行役員	大澤　　満	企画本部長	ITインフラサービス事業グループ 副グループ長
※２ 執行役員	増田　秀穂	金融事業グループ金融システム第一事業本部長、 SCSK RegTech Edge㈱代表取締役社長	金融事業グループ副グループ長、 金融システム第一事業本部長、 SCSK RegTech Edge㈱代表取締役社長
業務役員	髙橋　　観	金融事業グループ金融システム第三事業本部長	金融事業グループ金融システム第三事業本部長
業務役員	大谷　真弘	事業革新推進グループ長補佐（SE+担当）、情報システム本部長	事業革新推進グループ長補佐（SE+担当）、情報システム本部長
業務役員	森　　雅昭	産業事業グループ産業システム第四事業本部長	産業事業グループ産業システム第二事業本部長
業務役員	市場　健二	プロダクト・サービス事業グループ ネットワークセキュリティ事業本部長	ITインフラサービス事業グループ長補佐、 ネットワーク事業本部長

会社における地位 2025年４月１日現在	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況 2025年３月31日現在	2025年４月１日現在
業務役員	東　巍	SCSK Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director、 思誠思凱信息系統（上海）有限公司董事長	産業事業グループ長補佐（SC事業担当）
業務役員	内山　郁夫	事業革新推進グループリソース戦略本部長	事業革新推進グループリソース戦略本部長
業務役員	蔦谷　洋輔	SCSKサービスウェア㈱取締役常務執行役員	SCSKサービスウェア㈱取締役常務執行役員
業務役員	成毛　朋之	ソリューション事業グループ クラウドサービス事業本部長	ITインフラサービス事業グループ クラウドサービス事業本部長補佐
業務役員	田辺　正幸	SCSKシステムマネジメント㈱ 代表取締役社長	SCSKシステムマネジメント㈱ 代表取締役社長
業務役員	中島　英也	SCSKニアショアシステムズ㈱ 代表取締役社長、沖縄支社長	SCSKニアショアシステムズ㈱ 代表取締役社長、沖縄支社長
業務役員	神保　善弘	産業事業グループ産業営業本部長	製造事業グループ産業・製造営業本部長、 産業事業グループ産業・製造営業本部長
業務役員	髙橋　俊之	SCSK USA Inc. President&CEO	グローバルセンター長、アジア統括
業務役員	杉山　　敦	内部監査担当役員	内部監査担当役員
業務役員	井上　賢司	総務・法務本部長	総務・法務本部長
業務役員	小笠原　寛	ソリューション事業グループnetXデータセンター事業本部長、SCSK NECデータセンターマネジメント㈱代表取締役社長、SDC㈱代表取締役社長	ITインフラサービス事業グループnetXデータセンター事業本部長、SCSK NECデータセンターマネジメント㈱代表取締役社長、SDC㈱代表取締役社長
業務役員	北尾　　聡	ビジネスデザイングループCXセンター長、 ダイアモンドヘッド㈱代表取締役会長	CX事業本部長、ダイアモンドヘッド㈱ 代表取締役会長
業務役員	大塚　誠也	プロダクト・サービス事業グループ 中部関西プロダクト・サービス事業本部長、 九州プロダクト・サービス事業本部長	ITインフラサービス事業グループ 中部関西プロダクト・サービス事業本部長、 九州プロダクト・サービス事業本部長
業務役員	石橋　民男	金融事業グループ金融システム第四事業本部長	金融事業グループ金融システム第四事業本部長
業務役員	清水　恵美	サステナビリティ推進・広報本部長	サステナビリティ推進・広報本部長
業務役員	髙口　英樹	プロダクト・サービス事業グループデジタルエンジニアリング事業本部長、 ㈱アライドエンジニアリング代表取締役社長	製造事業グループデジタルエンジニアリング事業本部長、 ㈱アライドエンジニアリング代表取締役社長
業務役員	古屋　直人	人材戦略本部長	人材戦略本部長

会社における地位 2025年４月１日現在		氏　　名	担当及び重要な兼職の状況 2025年３月31日現在	2025年４月１日現在
	業務役員	本間　智尚	ビジネスデザイングループヘルスケアセンター長	ビジネスデザイングループヘルスケアセンター長
	業務役員	長谷川　雅義	SCSKサービスウェア㈱取締役専務執行役員	SCSKサービスウェア㈱取締役専務執行役員
	業務役員	大谷　陽子	企画本部長補佐（ビジネスプロセスモダナイゼーション事業推進担当）	企画本部長補佐（ビジネスプロセスモダナイゼーション事業推進担当）
	業務役員	松田　充泰	産業事業グループ産業ソリューション第二事業本部長	製造事業グループソリューション第二事業本部長
	業務役員	山内　孝行	金融事業グループ金融システム第二事業本部長	金融事業グループ金融システム第二事業本部長
	業務役員	霜鳥　崇	グローバルセンター長	SCSK USA Inc. President&CEO
	業務役員	福井　勝史	技術戦略本部長	技術戦略本部長
※３	業務役員	安達　堅	ソリューション事業グループSCシステム事業本部長	産業事業グループSCシステム事業本部長
※３	業務役員	田崎　義則	金融事業グループ金融ソリューション事業本部長、金融システム第一事業本部 副本部長	金融事業グループ金融ソリューション事業本部長、金融システム第一事業本部 副本部長
※３	業務役員	冨永　剛	プロダクト・サービス事業グループITインフラ・ソフトウェア事業本部長	ITインフラサービス事業グループITインフラ・ソフトウェア事業本部長
※３	業務役員	大友　秀晃	産業事業グループ産業事業グループ統括本部長	ITインフラサービス事業グループ基盤ソリューション事業本部長、西日本基盤ソリューション事業本部長
※３	業務役員	三谷　明弘	モビリティ事業グループ長付（SDM戦略担当）、SDM事業開発センター長	モビリティ事業グループ長補佐（SDM戦略担当）、SDM事業開発センター長
※３	業務役員	伊丹　康雄	金融事業グループ金融システム第三事業本部長補佐	金融事業グループ金融システム第三事業本部 副本部長

（注）１．※１印を付した執行役員は取締役を兼任しております。
２．※２印は2025年４月１日付にて新たに就任した執行役員であります。
３．※３印は2025年４月１日付にて新たに就任した業務役員であります。
４．2025年３月31日をもって退任した執行役員及び業務役員は以下のとおりであります。

退任時における地位	氏　　名	退任時における担当
執行役員 専務	上田　哲也	ビジネスデザイングループ長
執行役員 専務	渡辺　篤史	SCSKサービスウェア㈱代表取締役社長

4-2　当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額			人数
		固定報酬 (金銭報酬)	短期業績 連動報酬 (金銭報酬)	中長期業績 連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	313百万円 (31百万円)	181百万円 (31百万円)	58百万円 (－)	74百万円 (－)	9名 (3名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	66百万円 (43百万円)	66百万円 (43百万円)	0百万円 (－)	－ (－)	6名 (5名)
合　　計		380百万円			15名

(注)　1．短期業績連動報酬（金銭報酬）は業績連動報酬等、中長期業績連動報酬（株式報酬）は非金銭報酬等に分類されます。
なお、中長期業績連動報酬（株式報酬）は、2022年６月23日開催の定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬を指します。
2．取締役の報酬等の額は、2016年６月28日開催の定時株主総会決議において、１事業年度につき、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）は960百万円以内、社外取締役（監査等委員を除く。）は40百万円以内、監査等委員である取締役は150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は15名（うち、社外取締役は１名）、監査等委員である取締役の員数は４名であります。
また、2022年６月23日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記報酬枠の内枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額を年額150百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名であります。
3．社外取締役のいずれも、親会社等又は当社を除く当該親会社等の子会社等からの役員報酬等はありません。

(2) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①　取締役の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬等の内容に係る決定方針や手続き、算定基準、報酬水準については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会に諮問し、2024年3月28日開催、2024年４月26日開催、2025年３月27日開催の取締役会にて決議されております。

②　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

（ｉ）業務執行取締役報酬に関する基本方針

業務執行取締役報酬は、コーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、以下の方針に則り報酬を決定します。

・当社の経営理念である「夢ある未来を、共に創る」の実現に繋がる報酬制度とし、社会課題の解決に貢献するサステナビリティ経営を推進する。
・持続的な企業価値向上を促し、株主との利益・リスクを共有するものとする。
・中長期の経営計画、およびそれに向けて設定する短期目標の達成を促進させるものとする。
・持続的な成長を牽引する優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準とする。
・報酬水準や構成割合は、企業規模やベンチマークをふまえて適切に見直す。
・株主、従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たすため、客観性、透明性、公平性を備えた報酬決定プロセスとする。

（ⅱ）報酬体系

		固定報酬 （金銭報酬）	短期業績連動報酬 （金銭報酬）	中長期業績連動報酬 （株式報酬）
業務執行取締役		●	●	●
業務執行取締役以外の取締役	取締役会長	●	—	●
	社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役	●	—	—

・固定報酬（金銭報酬）
固定報酬は、指名・報酬等諮問委員会の諮問を経て、取締役会で定めた役位および役割に応じた報酬額に基づき、毎月定額を支給いたします。

・短期業績連動報酬（金銭報酬）
指名・報酬等諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた役位毎の報酬額に基づき決定し、事業年度終了後に支給いたします。算定方法は、役位別に定める標準額に対して、当該年度の会社業績及び個人業績に応じて変動する仕組みとしております。
会社業績及び個人業績の割合は、執行役員 社長は会社業績100%、執行役員 副社長は会社業績60%・個人業績40%としております。

会社業績 ＝ 標準額 × 年平均成長率に応じた支給率 × 当年度計画の達成率に応じた支給率
個人業績 ＝ 標準額 × 執行役員報酬制度に基づく個人評価に応じた支給率

会社業績は、持続的成長に重点を置き、売上高：営業利益＝30%：70%の比重で、2022年度を起点とした当社連結の年平均成長率（CAGR）、及び当年度計画の達成率に応じた支給率を乗じ、支給額は－75%～＋80%の範囲で変動いたします。なお、当事業年度を含む売上高及び営業利益額の実績の推移は、「1-3　財産及び損益の状況」の推移に記載のとおりです。
個人業績は、中期経営計画の基本戦略・経営基盤強化策の実効性を高めるため、環境・社会・ガバナンスへの取組みを含む個人評価により決定し、支給額は－100%～＋50%の範囲で変動いたします。

・中長期業績連動報酬（株式報酬）
「グランドデザイン2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、毎年、定時株主総会後に当社普通株式を、譲渡制限付株式として交付いたします。譲渡制限期間は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するために、原則として譲渡制限付株式の交付日から当社役員を退任する日までの期間としております。支給水準は、指名・報酬等諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた役位毎の報酬額に基づき決定しております。

（ⅲ）役位別の報酬構成（2024年度）

役位	固定報酬（金銭報酬）	短期業績連動報酬（金銭報酬）	中長期業績連動報酬（株式報酬）	合計
代表取締役 執行役員 社長	50%	20%	30%	100%
取締役 執行役員 専務	58%	24%	18%	
取締役会長	57%	－	43%	

＜ご参考＞

2025年３月27日開催の取締役会にて、取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項について、2025年４月１日付以降の体制を踏まえて、以下のとおり割合を変更する決議をいたしました。

役位別の報酬構成（2025年度）

役位	固定報酬（金銭報酬）	短期業績連動報酬（金銭報酬）	中長期業績連動報酬（株式報酬）	合計
代表取締役 執行役員 社長	44%	18%	38%	100%
取締役 執行役員 副社長	45%	22%	33%	
取締役会長	57%	－	43%	

③報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項等

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役 執行役員 社長 當麻隆昭に業務執行取締役の個人別評価の決定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、業務執行を監督する立場から、俯瞰的に個人別評価を実施することが可能であるためであります。

また、短期業績連動報酬（金銭報酬）における会社業績及び個人業績の割合は、会社業績60%・個人業績40%としており、代表取締役に委任される範囲を限定しております。なお、執行役員 社長は会社業績100%としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等の内容に係る決定方針や手続き、算定基準、報酬水準について、外部の専門機関による客観的な報酬市場調査データ及び同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果並びに経営環境や当社の経営戦略を踏まえ、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会に諮問しております。また、代表取締役に委任する個人別評価の決定についても取締役会にて評価基準及びプロセスを報告することとしています。その上で、監査等委員会にて、報酬等の算出の公平性及び当社の業績が考慮され役割と職責に応じた水準であることの妥当性を判断しています。また、当該基準の変更には同様の手続きを要することを前提としております。

当該手続きを経て当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の報酬等の内容に係る方針に沿うものであると判断しております。

4-3　他の法人等の業務執行者及び社外役員等との重要な兼職に関する事項

「4-1　取締役の氏名等」に記載の重要な兼職の状況のとおりであります。

4-4　各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主な活動状況
取 締 役	久 保 哲 也	13/13	—	同氏は、指名・報酬等諮問委員会委員長を務め、議事の活性化・効率化に貢献しております。また、取締役会、利益相反取引管理等諮問委員会においても、国際業務に関する幅広い見識と企業経営の豊富な経験及び知見に基づき、経営的視点から当社の経営全般につき発言を行っております。
取 締 役	平 田 貞 代	13/13	3/3	同氏は、取締役会、利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会において、エンジニアとしての豊富な経験とIT及び技術経営に関する学術的な経験及び知見に基づき、組織・人材マネジメント的視点から当社の経営全般につき発言を行っております。
取 締 役	山 名 昌 衛	11/11	—	同氏は、取締役会、利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会において、環境・社会・人権に関する幅広い見識と企業経営の豊富な経験及び知見に基づき、経営的視点から当社の経営全般につき発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	三 木 泰 雄	13/13	15/15	同氏は、取締役会、監査等委員会、利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会において、IT企業での豊富な経営経験とテクノロジに関する幅広い経験及び知見に基づき、テクノロジ全般の専門的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 石 秀 隆	13/13	15/15	同氏は、取締役会、監査等委員会、利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会において、企業経営の豊富な経験及び知見に基づき、経営的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	早稲田祐美子	13/13	15/15	同氏は、利益相反取引管理等諮問委員会委員長を務め、議事の活性化、効率化に貢献しております。また、取締役会、監査等委員会及び指名・報酬等諮問委員会においても、利益相反取引管理等諮問委員会と同様に、弁護士としての専門的な経験及び環境・社会・人権に関する幅広い見識に基づき、法的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。

(注) 1．当社における利益相反取引管理等諮問委員会とは、取締役会や取締役において意思決定をするにあたり、当社と当社の株主の共同の利益に適切な配慮がなされ、公正性と透明性を確保していくために、取締役会等の諮問機関として設置している、独立社外取締役及び独立した社外の有識者が委員の過半数を占める任意の委員会であります。
利益相反取引管理等諮問委員会では、利益相反取引及び関連当事者取引に関する事項を主な審議事項としております。社外取締役全員は、利益相反取引管理等諮問委員会の委員を務めております。

2．当社における指名・報酬等諮問委員会とは、取締役会や取締役において意思決定をするにあたり、当社と当社の株主の共同の利益に適切な配慮がなされ、公正性と透明性を確保していくために、取締役会等の諮問機関として設置している、独立社外取締役が委員の過半数を占める任意の委員会であります。
指名・報酬等諮問委員会では、取締役、執行役員及び業務役員の選定基準・プロセス、取締役の選解任、取締役、執行役員及び業務役員の報酬等を主な審議事項としております。社外取締役全員は、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めております。

3．平田貞代氏については、2024年6月19日までは監査等委員である取締役としての、同月20日以降については監査等委員である取締役以外の取締役としての取締役会の出席状況を通算して記載しております。また、監査等委員会については、同氏が監査等委員である取締役であった2024年6月19日までに開催された監査等委員会に関　する出席状況を記載しております。

4．山名昌衛氏については、当社の取締役に就任した2024年6月20日以降の取締役会の出席状況を記載しております。

4-5　責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項及び定款第29条第２項の定めに基づき、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

4-6　補償契約に関する事項

取締役山埜英樹氏、當麻隆昭氏、尾﨑務氏、加藤真一氏、久保哲也氏、平田貞代氏及び山名昌衛氏、監査等委員である取締役實野容道氏、三木泰雄氏、松石秀隆氏及び早稲田祐美子氏は、当社と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、自己若しくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させること等を条件としております。

4-7　役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社（ネットワンシステムズ㈱及びその子会社を除く。）の取締役、監査役、執行役員及び業務役員（以下「役員」といいます。）並びに持分法適用関連会社に派遣されている役員であります。当該保険契約は、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、填補されません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1　名称

有限責任 あずさ監査法人

5-2　会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	179百万円
②当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（①の金額を含む）	248百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2．当社及び当社連結子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務、英文財務諸表に係る助言業務についての対価を支払っております。

3．当社の子会社であるネットワンシステムズ㈱は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4．監査等委員会は、取締役、経理及び内部統制等の社内関係部署並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前期の職務執行状況、当期監査計画の内容及び監査報酬の見積額の相当性等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

5-3　解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、監査の遂行が困難であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はその決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

（備考）百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

6-1　業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々の要請に合致した、優れた内部統制システムの構築を図っております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。

・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。

・当社は、取締役会及び取締役による監督機能を強化するため、非業務執行の取締役会長が取締役会議長を務めるとともに、執行役員及び業務役員制度を採用し、取締役会及び取締役による監督機能と執行役員及び業務役員による業務執行機能とを分離しております。

・当社は、経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会を設置しております。

・内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査部を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制としてリスクマネジメント部を配置しております。

・法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、また、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。

・法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、コンプライアンス委員長、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

・当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。

・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態対応規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。

・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員及び業務役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。

・経営上の重要事項に関する執行役員 社長（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。

・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

・親会社及び子会社との緊密な連携のもと、当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。

・当社は、「経営理念・行動指針」を定め、経営理念の共有を図るとともに、子会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項としております。

・当社は、上記の決裁・報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。

・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築しております。

・子会社においても、当該会社自身のコンプライアンス委員会の設置等、当社と同様に法令等を遵守するための体制を整えるよう指導しております。

・当社のコンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人からも直接に通報が行える等、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行っております。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について

・監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査等委員会室に配置しております。

(7) 第６項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について

・監査等委員会室は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。

・監査等委員会は、監査等委員会室に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

(8) 第６項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

(9) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について

・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。

・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。

・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告される他、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。

・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

(10) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について

・子会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることになっております。

・当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口になっております。

(11) 第９項又は第10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

・当社及び子会社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。

(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について

・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の収集・交換を図っております。

・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規程に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。

・監査等委員会は、監査の実施にあたり内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保っております。監査等委員会は、内部監査担当役員に対して必要に応じて監査に関する指示をすることができ、監査等委員会が内部監査担当役員に対して指示した事項が、社長からの指示と相反する場合は、監査等委員会の指示を優先するものとしております。また、監査等委員会は、内部監査担当役員の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。

・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。

・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。

・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

6-2　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) ガバナンス・コンプライアンス体制

当社は、非業務執行の取締役会長が取締役会議長を務めるとともに、取締役会等の諮問機関である利益相反取引管理等諮問委員会及び指名・報酬等諮問委員会を適宜開催し、取締役会等に答申しております。

内部統制システムについて、内部監査部にて有効性確認・実行状況確認を行い、リスクマネジメント部にて強化推進・運用支援を行っております。

コンプライアンスに関する規程・マニュアルを定め、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。また、役職員への継続的な研修を実施するとともに、経営幹部からのメッセージ発信等にてコンプライアンス意識の向上を図っております。

内部通報制度については、連絡窓口を記載したカードを役職員に配布し、継続的に周知を図ることで有効に機能するよう努めております。

(2) 情報保存・管理体制

当社は、文書管理に関する規程を定め、各文書について文書種別に応じた期間にわたって保存しております。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する規程を定め、継続的にリスクを認識・評価するとともに、個別リスクについては所管部署による具体的な対応に取り組んでおります。

また、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備えるために、緊急事態発生時の対応に関する規程を定めております。特に地震等の重大な災害に対しては、発災時の初動対応マニュアルを役職員に配布し、定期的な防災訓練を実施する等、継続的に取り組んでおります。

情報セキュリティ・個人情報管理に関しても、随時規程を整備するとともに継続的な研修等を実施することによって、重要性の浸透・徹底を図っております。

(4) 取締役の効率的な職務執行体制

当社は、執行役員及び業務役員制度を採用して監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員 社長の諮問機関として経営会議や各種委員会を運営しております。また、各種決裁は、職務権限に関する規程に定められた基準に基づき、ワークフローシステムによって実施する仕組みとすることで、効率的な意思決定・職務執行を推進しております。

(5) 子会社管理体制

当社は、子会社管理に関する規程を定め、子会社毎の主管部署を定め、各社から当社への報告・決裁の制度を含めた管理体制を構築・運用しております。また、各社への取締役・監査役派遣、各社経営層との会議体運営、各社役職員への当社経営理念・行動指針記載カードの配布、当社の監査等委員会・内部監査部による監査、各社監査機能との情報連携、各社を含めた内部通報制度の運用等によって、企業集団として適正な業務体制の強化・運用に努めております。

(6) 監査体制

当社の監査等委員は、監査等委員会が制定した規程及び計画に基づいて経営会議等の重要な会議へ出席するとともに、経営幹部を含んだ役職員との面談を実施しております。また、監査等委員会直属の監査等委員会室に監査等委員会の職務を補佐する使用人を配置しており、監査等委員会室に所属する使用人の異動等は監査等委員会に事前に報告され、監査等委員でない取締役からの独立性を担保しております。さらに、内部監査部が執行役員 社長に加えて取締役会・監査等委員会へ直接報告する仕組みを構築し、報告を実施しております。

(7) 反社会的勢力排除体制

当社は、「反社会的勢力・団体との関係不保持」の基本方針を定め、取引先の適格性審査や反社会的勢力の情報収集、社内研修等を通して、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないよう取り組んでおります。

連結財政状態計算書 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額
資産	
流動資産	**348,605**
現金及び現金同等物	105,623
営業債権及びその他の債権	156,209
契約資産	21,660
棚卸資産	28,111
その他の金融資産	5,015
未収法人所得税	182
その他の流動資産	31,802
非流動資産	**536,424**
有形固定資産	89,354
使用権資産	59,831
のれん及び無形資産	303,187
持分法適用会社に対する投資	14,429
その他の債権	21,331
その他の金融資産	9,496
繰延税金資産	10,859
その他の非流動資産	27,933
資産合計	**885,029**

科　　目	金　　額
負債	
流動負債	**357,030**
営業債務及びその他の債務	135,258
契約負債	39,402
従業員給付	17,865
社債及び借入金	120,729
リース負債	11,881
その他の金融負債	197
未払法人所得税	14,283
引当金	7,072
その他の流動負債	10,339
非流動負債	**235,433**
社債及び借入金	134,354
リース負債	48,444
その他の債務	70
従業員給付	2,239
引当金	9,660
繰延税金負債	40,665
負債合計	**592,464**
資本	
資本金	21,561
利益剰余金	264,459
自己株式	△282
その他の資本の構成要素	5,681
親会社の所有者に帰属する持分合計	291,420
非支配持分	**1,145**
資本合計	**292,565**
負債及び資本合計	**885,029**

連結損益計算書（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売上高	596,065
売上原価	△436,589
売上総利益	**159,476**
販売費及び一般管理費	△91,515
その他収益	1,605
その他費用	△3,444
営業利益	**66,121**
金融収益	749
金融費用	△2,737
持分法による投資損益	1,413
税引前当期利益	**65,547**
法人所得税費用	△19,052
当期利益	**46,495**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	45,035
非支配持分	1,459
1株当たり当期利益	
基本的1株当たり当期利益（円）	144.10
希薄化後1株当たり当期利益（円）	144.10

（備考）百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結持分変動計算書（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2024年４月１日残高	21,420	162	275,551	△284	5,404	302,254	655	302,910
当期利益	－	－	45,035	－	－	45,035	1,459	46,495
その他の包括利益	－	－	－	－	2,607	2,607	－	2,607
当期包括利益合計	－	－	45,035	－	2,607	47,643	1,459	49,103
新株の発行	141	141	－	－	－	282	－	282
剰余金の配当	－	－	△20,623	－	－	△20,623	－	△20,623
子会社に対する所有持分の変動	－	△38,725	－	－	－	△38,725	△32,434	△71,160
子会社の取得及び売却による増減額	－	－	－	－	－	－	31,463	31,463
自己株式の取得	－	－	－	△3	－	△3	－	△3
自己株式の処分	－	△4	－	4	－	0	－	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	38,426	△38,426	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	2,922	－	△2,922	－	－	－
非金融資産への振替	－	－	－	－	591	591	－	591
所有者との取引額等合計	141	△162	△56,127	1	△2,330	△58,478	△970	△59,448
2025年３月31日残高	21,561	－	264,459	△282	5,681	291,420	1,145	292,565

（備考）百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．　連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2．　連結の範囲に関する事項

（1）　連結子会社の数　33社

（2）　主要な会社名

ネットワンシステムズ㈱
㈱ベリサーブ
ＳＣＳＫ九州㈱
ＳＣＳＫ　ＲｅｇＴｅｃｈ　Ｅｄｇｅ㈱
ＳＣＳＫシステムマネジメント㈱
ＳＤＣ㈱
ＳＣＳＫセキュリティ㈱
ＳＣＳＫオートモーティブＨ＆Ｓ㈱
㈱Ｇｒａｎ　Ｍａｎｉｂｕｓ
SCSK Europe Ltd.
SCSK Asia Pacific Pte.Ltd.
SCSK Myanmar Ltd.
ＳＣＳＫサービスウェア㈱
ＳＣＳＫ　Ｍｉｎｏｒｉソリューションズ㈱
ＳＣＳＫ北海道㈱
㈱Ｓｋｅｅｄ
ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン㈱
ＳＣＳＫ　ＮＥＣデータセンターマネジメント㈱
㈱アライドエンジニアリング
ダイアモンドヘッド㈱
SCSK USA Inc.
思誠思凱信息系統（上海）有限公司
PT SCSK Global Indonesia
ＳＣＳＫニアショアシステムズ㈱

第３四半期連結会計期間において、ネットワンシステムズ㈱の株式を取得し、同社を連結子会社とし連結範囲に含め、また、持分法適用関連会社であったダイアモンドヘッド㈱を存続会社とし、連結子会社であったＳＣＳＫプレッシェンド㈱を消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、ダイアモンドヘッド㈱を連結子会社とし連結範囲に含めております。

3．　持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数　３社

（2）主要な会社名

㈱アルゴグラフィックス

4．会計方針に関する事項

（1） 金融商品

金融商品は、当社グループが金融商品の契約当事者となった日に認識しております。なお、通常の方法で購入した金融資産は取引日において認識しております。

① 非デリバティブ金融資産

金融資産はその当初認識時に、金融資産の管理に関する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの両方に基づき、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。また、当初認識後は実効金利法を適用した総額の帳簿価額から減損損失を控除しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する資本性金融資産及び負債性金融資産が含まれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する負債性金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は、当初認識時に、公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、利息、為替差損益及び減損損失は、純損益として認識し、これらを除いた公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しております。

また、売買目的ではない資本性金融資産への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に、公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合（もしくは公正価値が著しく低下した場合）にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、報告期間の末日ごとに、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定しております。著しく信用リスクが増加している場合には、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識し、著しい信用リスクの増加が認められない場合には、12か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識しております。

ただし、営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識しております。

金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際、及び予想信用損失を見積もる際に、当社は、過度のコストや労力をかけずに入手可能で、目的適合性があり合理的で裏付け可能な関連情報を考慮しております。これには、当社の過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来予測的な情報も含まれます。

当社は、金融資産が30日超期日超過している場合にその信用リスクが著しく増大しているとみなしております。

金融資産の信用減損を示す客観的証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等が挙げられます。なお、損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。

③ 非デリバティブ金融負債

当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

金融負債は、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となったときに認識を中止しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引のデリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでおります。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しております。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分は、即時に純損益に認識されます。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益に認識した金額を当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の包括利益として認識した金額は、即時にその他の資本の構成要

素から純損益に振り替えております。

⑤　金融資産と金融負債の相殺
金融資産と金融負債は、認識した金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済する又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、相殺して純額で表示しております。

（2）　現金及び現金同等物
現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

（3）　棚卸資産
棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。取得原価には、購入原価、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、商品については主として個別法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

（4）　有形固定資産
①　認識及び測定
有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。
取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれております。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

②　取得後の支出
有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされることが見込まれる場合に限り資産計上しております。

③　減価償却
土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります

す。
建物及び構築物　　：２～50年
工具、器具及び備品　　：２～20年
なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

（5）　のれん及び無形資産
①　のれん
のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入れは行っておりません。
当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

②　無形資産
無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。
個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しております。
内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。
内部発生の開発費用は信頼性をもって測定可能で、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額を無形資産として資産計上しております。
事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。
耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。
・ソフトウェア　　：３～５年
・その他無形資産　：５～20年
耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期に、加えて減損の兆候が存在する場合にはその資産の回収可能価額を見積っております。
なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

（6）　リース
当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しておりま

す。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループはIFRS第16号「リース」におけるリースの定義を用いております。

（借手）
当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しております。
当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しております。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定しております。さらに、使用権資産は、該当ある場合、減損損失により減額され、リース負債の特定の再測定について調整されております。
リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。
リース負債の測定に含めるリース料総額は、以下で構成されております。
・固定リース料（実質的な固定リース料を含む）
・指数又はレートに基づいて算定される変動リース料。当初測定には開始日現在の指数又はレートを用いる
・残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額
・当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料、及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）
リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されております。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識しております。

短期リース及び少額資産のリース
当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及びIT機器のリースを含む少額資産のリースに

ついて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

（貸手）
当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。それぞれのリースを分類するに当たり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。この評価の一環として、当社グループは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討しております。
契約がリース要素と非リース要素を含む場合、当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用して契約における対価を按分しております。
当社グループは、オペレーティング・リースによるリース料をリース期間にわたり定額法により収益として認識し、「売上高」に含めて表示しております。

（7） 減損
棚卸資産、繰延税金資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。
減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれん、未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。
減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。
回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。
個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。
のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減

損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しております。

（8） 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

(a) 確定給付制度

退職後給付制度のうち、確定拠出制度(下記(b)参照)以外のものを確定給付制度としております。確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債又は資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した決算日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しております。

確定給付制度の再測定により発生した増減額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また過去勤務費用は発生時に全額純損益に認識しております。

(b) 確定拠出制度

退職後給付制度のうち、一定の掛金を他の独立した事業体に支払い、その拠出額以上の支払いについて法的債務又は推定的債務を負わないものを、確定拠出制度としております。

確定拠出制度については、当該制度の支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しております。

(C) 複数事業主制度

一部の連結子会社では、複数事業主制度による総合設立型の確定給付企業年金に加入しております。なお、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認

識しております。
賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

（9） 株式に基づく報酬

① 持分決済型のストック・オプション制度

当社グループは、当社の取締役(除く社外取締役)及び執行役員に対する報酬制度として、持分決済型のストック・オプション制度を採用しておりました。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、過年度に費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

② 譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。譲渡制限付株式報酬制度では、受領したサービスの対価を付与日における当社株式の公正価値で測定しており、算定されたサービスの対価は権利確定期間にわたって費用と資本を認識しております。

（10） 引当金

引当金の計算は、決算日における将来の経済的便益の流出金額に関する最善の見積りに基づいて行っております。見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌年度以降の連結計算書類において引当金の金額に重要な修正を行う可能性があります。
当社グループが計上している引当金の概要及び経済的便益の流出が予測される時期は次のとおりであります。

① 工事損失引当金

当社グループは、顧客との契約に係る損益の発生状況を継続的にモニタリングしております。顧客との契約による義務を履行するための見積総原価が、契約金額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額について信頼性のある見積りができる場合は、当該契約の進捗状況や将来の損益見込みを検討し、将来の損失見込額を工事損失引当金として認識しております。
工事損失引当金を認識するためには、請負契約等の総原価を受注時に合理的に見積り、着手後には適時かつ適切に総原価の見直しを行う必要があります。
請負契約等は顧客要望によって仕様が異なる等、開発内容に個別性があります。また、着手後に新たに判明した事実や状況変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。こ

れらの開発内容の個別性や事実及び状況変化により、総原価の見積りには不確実性が伴います。総原価の見積りは、開発内容に応じた作業内容や工数等、一定のデータ及び仮定を用いた原価積算方法に基づき行われますが、経営者のこれらに対する判断が、総原価の見積りに重要な影響を及ぼします。
なお、経済的便益の流出が予測される時期は、契約の進捗等により影響を受けますが、この債務の大部分は翌連結会計年度中に実現すると見込んでおります。
上記の他、決算日現在で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額を信頼性のある見積りが可能な場合には、将来の損失見込額を工事損失引当金に含めております。

② 資産除去債務
資産除去債務は、資産の解体・除去費用、原状回復費用、並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は会計上の見積りの変更として処理しております。

③ 訴訟関連損失引当金
当社の連結子会社であるネットワンシステムズ㈱は、過去に納品実態のない取引が繰り返し行われており、当該取引の訴訟に関して生じた債務を引当金に含めて表示しております。

(11) 資本
① 普通株式
当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本剰余金から控除しております。

② 自己株式
自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しており、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失を純損益として認識しておりません。なお、帳簿価額と処分時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

③ 配当金
当社の株主に対する配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

(12) 売上高
当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」）の範囲に含まれる取引について、次の５ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

顧客との契約における別個の履行義務の特定

当社グループは、システム開発及び保守運用・サービスの提供、並びにシステム販売に関する顧客との契約から収益を認識しております。これらの契約から当社グループは別個の約束された財又はサービス（履行義務等）を特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分しております。

当社グループは、約束された財又はサービスが別個のものである場合、すなわち、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる場合、区分して会計処理しております。

具体的には、ソフトウェア販売とその後の保守サービス、あるいはハードウェア販売とその付帯サービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものについて、以下の要件を共に満たす場合には、別個の履行義務として識別しております。

・顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなり得る）。

・財又はサービスを顧客に移転する企業の約束が契約の他の約束と区分して識別可能である（すなわち、当該財又はサービスが契約の観点において別個のものである）。

取引価格の算定

当社グループは、取引価格を顧客との契約に示されている対価に基づいて測定し、第三者のために回収する金額は除いております。また、取引価格を算定するにあたり、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重大な金融要素の存在、現金以外の対価及び顧客に支払われる対価からの影響を考慮しております。

当社グループは、顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、売上高に含めて処理しております。

契約が金融要素を含んでいるかどうか、及び金融要素が契約にとって重大であるかどうかを評価する際には約束した対価の金額と約束した財又はサービスの現金販売価格との差額、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が当該財又はサービスに対して支払いを行う時点との間の予想される期間の長さ、関連性のある市場での実勢金利を考慮し判断しております。なお、当社グループで

は、契約開始時点で、財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が1年以内であると見込まれるため、実務上の便法を使用し、重大な金融要素の調整は行っておりません。

取引価格の履行義務への配分

当社グループは、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格をそれぞれの履行義務へ配分しております。取引価格をそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には、独立販売価格を以下の方法により見積っております。

・システム開発及び保守運用・サービスの提供に関する顧客との契約については、主に予想コストにマージンを加算するアプローチに基づき独立販売価格を見積っております。

・システム販売に関する顧客との契約については、主に調整後市場評価アプローチに基づき独立販売価格を見積っております。

履行義務の充足

当社グループは、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に、又は一定期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識しております。財又はサービスに対する支配を一定の期間にわたり移転し履行義務を充足する場合とは、以下のいずれかに該当する場合であり、収益を一定期間にわたり認識しております。

(a)当社グループの履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する

(b)履行が資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する

(c)履行が他に転用できる資産を創出せず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している

上記以外の場合には、資産に対する支配が顧客に移転したと判断した一時点で収益を認識しております。

財又はサービスの種類ごとの履行義務及び収益の測定方法

（システム開発及び保守運用・サービスの提供に関する顧客との契約）

システム開発及び保守運用・サービスの提供に関する顧客との契約の主な内容は、ITコンサルティング、基幹系システム等のシステム開発、専用データセンターの構築・運営管理、通信ネットワークシステムの保守・運用サービス、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPOサービス等であります。

上記サービスの提供は、通常、(a)顧客が、当社グループの履行によって提供される便益を、当社グル

ープが履行するにつれて同時に受け取って消費する、(b)当社グループの履行が、資産を創出するか又は増価させ、当社グループが当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する、又は、(c)当社グループの履行が、当社グループが他に転用できる資産を創出せず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しております。サービスの提供の売上高は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で認識します。対価の回収に関して重要な不確実性が認められる場合は、収益を認識しておりません。請求書は契約条件に従い発行しており、支払期限は通常請求書発行月の翌月末であります。
請負等のシステム開発のうち、一定の要件を満たす契約（以下、「請負契約等」）は、見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識しております。
請負契約等は顧客要望によって仕様が異なる等、開発内容に個別性があります。また、着手後に新たに判明した事実や状況変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。これらの開発内容の個別性や事実及び状況変化により、総原価の見積りには不確実性が伴います。総原価の見積りは、開発内容に応じた作業内容や工数等、一定のデータ及び仮定を用いた原価積算方法に基づき行われますが、経営者のこれらに対する判断が、総原価の見積りに重要な影響を及ぼします。
　なお、総原価の見積りに変更が生じた場合は、当該変更に伴う累積的影響額を、見積りの変更が生じた連結会計年度に純損益で認識しております。
上記以外のシステム開発及び継続して役務の提供を行う保守運用・サービスの提供に関する契約は、原則としてサービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識しております。単位あたりで課金されるサービスは、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上高を認識しております。

（システム販売に関する顧客との契約）
システム販売に関する顧客との契約の主な内容は、ハードウェア（各種サーバー、クライアント機器、ストレージ機器、通信ネットワーク関連機器）、パッケージ・ソフトウェア等の販売であります。当社グループは、これらに係る契約について財やサービスに対する支配が顧客に移転したと判断した時点で収益を認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決定するにあたり、（a）資産に対する支払いを受ける権利を有している、（b）顧客が資産に対する法的所有権を有している、（c）資産の物理的占有を移転した、（d）顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を有している、（e）顧客が資産を検収しているか否か等を考慮しております。一般的に、支配の顧客への移転の時期は顧客の検収に対応しております。各種サーバー、ネットワーク機器など、据付等のサービスを要するハードウェアの販売による売上高は、原則として、顧客の検収時に認識しております。それ以外の標準的なハードウェアの販売による売上高は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する

引渡時に認識しております。請求書は契約条件に従い発行しており、支払期限は通常請求書発行月の翌月末であります。

代理人取引

当社グループが商品又はサービスを顧客に移転する前に、当該商品又はサービスを支配している場合には、本人取引として収益を総額で認識し、支配していない場合や当社グループの履行義務が商品又はサービスの提供を手配することである場合には代理人取引として収益を純額（手数料相当額）で認識しております。

契約資産及び契約負債

契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。

契約負債は顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、企業が顧客から対価を受け取っている、又は対価の金額の期限が到来しているものであります。

当社グループでは、進行中のシステム開発等の対価に対して契約資産を計上しております。なお、契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振り替えております。また、顧客からの前受対価に対して契約負債を計上しております。

(13)　金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、デリバティブ利益（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、支払利息、デリバティブ損失（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。支払利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。

(14)　法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付の見積りに、前年までの未払法人所得税及び未収法人所得税を調整しております。未払法人所得税又は未収法人所得税の金額は、法人税に関連する不確実性（該当ある場合）を反映した、支払う、又は受け取ると見込まれる税金金額の最善の見積りによるものであります。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、当期の純損益にて認識しております。未収法人所得税と未払法人所得税は、特定の要件を満たす場合に相殺しております。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しております。繰延税金資産及び

負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額の差額である一時差異並びに繰越欠損金に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金に対して、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。
なお、企業結合ではなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識から生じる一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。また、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識しておりません。
子会社、支店、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。また、子会社、支店、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測し得る期間内に解消し、かつ課税所得を稼得する可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。
繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しております。
当社グループは、当連結会計年度より、「国際的な税制改革-第2の柱モデルルール」（IAS第12号「法人所得税の改訂）におけるグローバル・ミニマム課税ルールから生じる法人所得税に関する繰延税金資産及び負債を認識及び情報開示しないことを要求する強制的な一時的な例外規定を適用し、グローバル・ミニマム課税から生じる法人所得税に関する繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

（15）　1株当たり当期利益
基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。
希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

（16）　借入コスト
意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定をすることが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りが見直された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。
連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下の注記に含まれております。

・収益の認識　Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
　4．会計方針に関する事項(12) 売上高
　Ⅷ．収益認識に関する注記

・工事損失引当金の測定　Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
　4．会計方針に関する事項(10) 引当金 ①
　Ⅲ．連結財政状態計算書に関する注記
　2．引当金の内訳

Ⅲ．連結財政状態計算書に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　74,897百万円

2．引当金の内訳

工事損失引当金	804百万円
資産除去債務	10,195百万円
訴訟関連損失引当金	5,553百万円

3．コミットメントライン契約

当社はネットワンシステムズ㈱に対する公開買付に充当する資金として2024年12月19日に㈱三井住友銀行と限度額273,500百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は72,620百万円、借入残高は100,880百万円となります。

4. 財務制限条項

㈱三井住友銀行と2024年12月19日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入金について、下記の財務制限条項が付されております。

①2025年3月期以降（2025年3月期を含む。）の各中間期末及び各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、直前の各決算期末及び各中間期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％以上かつ227,182百万円以上に維持すること。

②本契約締結日以降、借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、㈱日本格付研究所の長期債務格付をA以上に維持すること。

Ⅳ．連結持分変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数　普通株式　312,875,169株

2．当連結会計年度末日における自己株式の種類及び総数　普通株式　354,368株

3．剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年４月26日取締役会	普通株式	9,997百万円	32円00銭	2024年３月31日	2024年６月３日
2024年10月29日取締役会	普通株式	10,625百万円	34円00銭	2024年９月30日	2024年12月２日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年４月30日取締役会	普通株式	利益剰余金	11,563百万円	37円00銭	2025年３月31日	2025年６月４日

4．当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

（1）第２回新株予約権（2007年６月27日定時株主総会及び取締役会決議分）
普通株式　1,800株

（2）第４回新株予約権（2008年６月26日定時株主総会及び取締役会決議分）
普通株式　一株

（3）第６回新株予約権（2009年６月25日定時株主総会及び取締役会決議分）
普通株式　3,900株

（4）第８回新株予約権（2010年６月25日定時株主総会及び取締役会決議分）
普通株式　17,400株

Ⅴ．金融商品に関する注記

1．　金融商品の状況に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けております。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクに晒されております。リスクには、主に市場リスク(為替リスク、金利リスク)、信用リスク、流動性リスクが含まれております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、リスクの性質に応じた管理を行っております。

リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（1）　市場リスク管理

当社グループは、営業債務の一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用したヘッジ取引により、為替変動リスクを管理しております。

また、当社グループは、運転資金確保、固定資産取得などのため金融機関からの借入又は社債発行などを通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。固定金利の借入債務は金利変動による公正価値の変動リスクに晒されております。なお、当社グループが保有する有利子負債の一部は変動金利により調達されておりますが、金利変動リスクが当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

（2）　信用リスク管理

当社グループの「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」のうち償却原価で測定する金融資産については、顧客等の信用リスクに晒されております。

当社グループは取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、信用状況を把握する体制としております。また、与信管理並びに顧客企業の信用状況のチェックや適切な与信枠の設定を行っております。

単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクは有しておりません。なお、預金及びデリバティブは、いずれも信用度の高い金融機関との取引であることから、それらの信用リスクは限定的であります。

（3）　流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

営業債務及びその他の債務、社債及び借入金、その他の金融負債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時資金計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を維持することなどにより、当該リスクを管理しております。

また、当社グループではCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しており、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理を行うことで、十分な流動性を確保するとともに、資金効率の最適化を図っております。

2．金融商品の公正価値に関する事項

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格

レベル２：レベル１に分類される相場価格以外で、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル３：観察可能な市場データに基づかない、観察不能なインプット

（1） 償却原価で測定される金融商品の公正価値及び帳簿価額

償却原価で測定される金融資産・負債の公正価値及び連結財政状態計算書における帳簿価額の差は次のとおりであります。なお、短期間で決済される場合は公正価値及び連結財政状態計算書における帳簿価額は合理的に近似しているため、公正価値の開示を省略しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2025年３月31日)	
	帳簿価額	公正価値
その他の債権		
敷金・保証金	11,455	10,585
社債及び借入金		
社債	64,763	64,783
長期借入金	69,590	69,827

公正価値の測定方法

営業債権及びその他の債権、償却原価で測定されるその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金のうち、流動項目は短期間で決済されており、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、公正価値の開示を省略しております。

非流動項目のうち、変動金利条件による金融資産及び金融負債の公正価値は、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に基づいております。

非流動項目のうち、固定金利条件による金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり算定しており、公正価値の測定及び開示ではレベル２に分類しております。

その他の債権

(敷金・保証金)

将来キャッシュ・フローを見積り、リスク調整割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しております。

社債及び借入金

(社債)

会計期間末時点の市場金利に基づき公正価値を算定しております。

(長期借入金)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（2） 経常的に公正価値で測定している資産及び負債

経常的に公正価値で測定している資産及び負債は、次のとおりであります。なお、金融商品のレベル間の振替は、期末日において認識しております。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

当連結会計年度末(2025年３月31日)

(単位：百万円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他の金融資産				
デリバティブ資産	－	－	－	－
資本性証券	3,407	－	3,765	7,173
負債性証券	－	60	2,096	2,156
その他	－	－	176	176
合計	3,407	60	6,038	9,506
その他の金融負債				
デリバティブ負債	－	197	－	197
合計	－	197	－	197

その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値の測定方法

(デリバティブ)

デリバティブは為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価しており、レベル２に分類しております。

(資本性証券)

市場性のある資本性証券は市場価格を用いて公正価値を測定しており、活発な市場における相場価格である場合にはレベル１に分類しております。非上場の資本性証券は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び修正純資産等を用いた類似業種比較法等の評価モデル等により公正価値を見積っており、レベル３に分類しております。

(負債性証券)

市場性のある負債性証券は、同一の証券に関する活発でない市場における現在の相場価格を用いて測定しており、レベル２に分類しております。市場性のない負債性証券は、活発な市場で取引されている類似の満期及び信用格付を有する証券の実勢利回りから算出した割引率を用いて計算した正味現在価値に、

非流動要因による調整を加えたものを考慮して見積っており、レベル３に分類しております。

（３）　レベル３に区分される公正価値測定に関する情報

①　評価プロセス

当社グループは公正価値の測定に関して管理体制を確立しております。この管理体制には、レベル３の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定を監督する包括的な責任を負い、当社の適切な権限者に直接報告を行う評価チームが含まれております。評価チームは、重要な観察可能でないインプット及び評価の調整を定期的に見直しております。公正価値の測定に、ブローカー相場やプライシング・サービスといった第三者の情報を用いる場合、評価チームは、それらの評価がIFRSの規定を満たすという結論(第三者からのインプットに基づいて見積られる公正価値が分類されるべき公正価値ヒエラルキーのレベルを含む)を裏付けるため、第三者から得た証拠を検証しております。

レベル３の金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。

②　レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	
	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産
期首残高	5,131	1,313
利得及び損失		
純損益	△1,297	－
その他の包括利益(注)	△5	72
取得	1,101	－
処分	△193	△31
レベル間の振替	－	－
その他	△52	1
期末残高	4,681	1,356

(注) 為替相場の変動による影響（在外営業活動体の換算差額に含まれるもの）を含めております。

純損益に認識した利得及び損失は、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含めております。その他の包括利益に認識した利得及び損失のうち税効果考慮後の金額は、連結持分変動計算書の「その他の資本の構成要素」に含めております。

Ⅵ. 企業結合等関係

取得による企業結合

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　ネットワンシステムズ㈱

事業の内容

世界の最先端技術を取り入れた情報インフラ構築とそれらに関連したサービスの提供

戦略的なICT利活用を実現するノウハウの提供

② 企業結合の主な理由

経営統合により、ネットワーク・セキュリティ・クラウドからデータ活用等のアプリケーションの提供までを一体化したデジタルサービスの展開等単なる資本提携・業務提携を大きく上回る様々なシナジー効果が期待できます。

③ 取得日

2024年12月25日

④ 取得した議決権比率

79.69%

⑤ 取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式の取得

（2）取得日現在における取得対価の公正価値

(単位：百万円)

取得対価	金額
現金	284,871
取得対価の公正価値合計	284,871

なお、当該企業結合に係る取得関連費用1,113百万円を連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に含めて処理しております。

（3）取得日現在における取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
資産	
現金及び現金同等物	26,646
その他の流動資産	103,352
非流動資産	150,041
資産合計	280,040
負債	
流動負債	66,919
非流動負債	58,106
負債合計	125,026
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	155,014

当連結会計年度末において、現時点で入手可能な情報を基に取得対価の配分を行っております。その結果、非流動資産106,014百万円、非流動負債32,461百万円を認識しております。上記金額は、暫定的に見積もられた公正価値であり、のれんの資金生成単位への配分は完了しておりません。非流動資産の主な内容は、顧客関連資産であり、当該資産の公正価値は超過収益法に基づき算定しております。顧客関連資産の見積耐用年数は、主に20年です。

なお、2026年３月期の測定期間において、取得した資産及び引き受けた負債の公正価値評価を完了するにあたり、取得対価の追加的な修正が行われる場合があります。公正価値の算定は、将来の事象および不確実性に係る複数の複雑な判断を基礎としており、見積もりおよび仮定に大きく依拠しております。取得した資産及び引き受けた負債の種類ごとの公正価値の算定ならびに資産の耐用年数の決定に使用する判断は当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

（4）のれん

当連結会計年度末の暫定的な会計処理において、のれんが以下のように認識されております。のれんの主な内容は、今後の事業展開により期待される超過収益力から発生したものであります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(単位：百万円)

	金額
取得対価	284,871
ネットワンシステムズ㈱の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づく非支配持分	31,463
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	155,014
のれん	161,321

（5）子会社の取得による支出

(単位：百万円)

	金額
現金による取得対価	△284,871
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	26,646
子会社の取得による現金支払額	△258,225

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社の所有者に帰属する持分	932円41銭
基本的１株当たり当期利益	144円10銭

Ⅷ. 収益認識に関する注記

１．収益の分解

売上高は主要なサービス区分に基づき分解しております。当連結会計年度の分解した売上高は次のとおりであります。なお、当連結会計年度の売上高における、その他の源泉から認識した売上高は3,786百万円で、IFRS第16号に基づくリース収益等によるものであり、主要なサービス区分の分解情報においては「保守運用・サービス」に含めております。

システム開発	223,642百万円
保守運用・サービス	222,065百万円
システム販売	150,357百万円
合計	596,065百万円

２．契約残高

当連結会計年度末で顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。
なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

顧客との契約から生じた債権	146,505百万円
貸倒引当金	△14百万円
契約資産	21,660百万円

３．残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に係る将来収益として認識されると見込まれる時期別内訳は、１年内291,841百万円、１年超99,891百万円であります。

（備考）　百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**156,730**
現金及び預金	25,599
受取手形	100
売掛金	68,984
契約資産	17,247
リース投資資産	59
有価証券	5,000
商品及び製品	6,446
原材料及び貯蔵品	165
前渡金	995
前払費用	13,440
預け金	15,024
関係会社短期貸付金	725
その他	2,948
貸倒引当金	△8
固定資産	**531,254**
有形固定資産	**65,976**
建物	42,960
構築物	172
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	9,043
土地	12,751
リース資産	262
建設仮勘定	785
無形固定資産	**10,332**
ソフトウェア	10,209
電話加入権	118
商標権	3
投資その他の資産	**454,946**
投資有価証券	6,723
関係会社株式	418,409
関係会社長期貸付金	7,187
従業員に対する長期貸付金	0
破産更生債権等	2
長期前払費用	4,499
敷金及び保証金	7,210
繰延税金資産	2,555
会員権	160
リース投資資産	33
前払年金費用	8,203
その他	18
貸倒引当金	△58
資産合計	**687,984**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**282,558**
買掛金	25,431
短期借入金	111,380
リース債務	126
未払金	77,345
未払費用	1,686
未払法人税等	7,064
未払消費税等	2,635
契約負債	16,729
預り金	35,348
賞与引当金	4,073
役員賞与引当金	48
工事損失引当金	16
資産除去債務	530
その他	140
固定負債	**122,983**
社債	65,000
長期借入金	50,000
リース債務	93
退職給付引当金	850
資産除去債務	6,099
長期預り敷金保証金	869
その他	70
負債合計	**405,541**
純資産の部	
株主資本	**281,428**
資本金	**21,561**
資本剰余金	**1,708**
資本準備金	1,708
利益剰余金	**258,440**
利益準備金	3,988
その他利益剰余金	254,452
オープンイノベーション促進積立金	187
別途積立金	23,310
繰越利益剰余金	230,955
自己株式	**△282**
評価・換算差額等	**1,004**
その他有価証券評価差額金	**1,100**
繰延ヘッジ損益	**△95**
新株予約権	**9**
純資産合計	**282,443**
負債純資産合計	**687,984**

損益計算書（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売上高	407,726
売上原価	299,415
売上総利益	**108,310**
販売費及び一般管理費	59,970
営業利益	**48,339**
営業外収益	4,434
受取利息	160
有価証券利息	21
受取配当金	3,639
為替差益	47
その他	565
営業外費用	921
支払利息	460
社債利息	84
投資事業組合運用損	26
社債発行費	201
その他	148
経常利益	**51,853**
特別利益	18
固定資産売却益	17
会員権売却益	0
特別損失	3,495
固定資産除却損	2,210
固定資産売却損	109
減損損失	21
投資有価証券売却損	31
投資有価証券評価損	1,109
支払補償金	12
税引前当期純利益	**48,376**
法人税、住民税及び事業税	12,836
法人税等調整額	△2,240
当期純利益	**37,780**

（備考）百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						オープンイノベーション促進積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,420	1,567	－	1,567	3,988	187	23,310	215,335	242,821
事業年度中の変動額									
新株の発行	141	141	－	141	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△20,623	△20,623
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	37,780	37,780
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△1	△1	－	－	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	1	1	－	－	－	△1	△1
分割型の会社分割による減少	－	－	－	－	－	－	－	△1,536	△1,536
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	141	141	－	141	－	－	－	15,619	15,619
当期末残高	21,561	1,708	－	1,708	3,988	187	23,310	230,955	258,440

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△284	265,524	1,212	△19	1,192	12	266,730
事業年度中の変動額							
新株の発行	－	282	－	－	－	－	282
剰余金の配当	－	△20,623	－	－	－	－	△20,623
当期純利益	－	37,780	－	－	－	－	37,780
自己株式の取得	△3	△3	－	－	－	－	△3
自己株式の処分	4	3	－	－	－	－	3
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－	－	－	－	－
分割型の会社分割による減少	－	△1,536	－	－	－	－	△1,536
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	△111	△76	△188	△3	△191
事業年度中の変動額合計	1	15,903	△111	△76	△188	△3	15,712
当期末残高	△282	281,428	1,100	△95	1,004	9	282,443

（備考）百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

（2）子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

（3）その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

②市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については収益、費用の持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

（2）貯蔵品……主に移動平均法による原価法

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法……時価法

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

① 市場販売目的のソフトウェア ……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

② 自社利用のソフトウェア ……社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ その他の無形固定資産 ……定額法を採用しております。

（3） リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4） 長期前払費用 ……定額法を採用しております。

5． 引当金の計上基準

（1） 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2） 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3） 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（4） 工事損失引当金 ……当事業年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

（5） 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（１年）により費用処理しております。

（6） 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支出に備えるため、2007年６月27日開催の定時株主総会で決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

6． 繰延資産の処理方法
社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。

7． 重要なヘッジ会計の方法
（1） ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

（2） ヘッジ手段とヘッジ対象 ……ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等

（3） ヘッジ方針 ……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。

（4） ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

（5） その他 ……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

8．　売上高及び費用の計上基準

連結注記表「4．会計方針に関する事項　(12) 売上高」に同一の内容を記載しております。

9．　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）　グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

個別注記表に注記すべき事項は、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　67,792百万円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	21,528百万円
短期金銭債務	111,677百万円
長期金銭債権	66百万円
長期金銭債務	868百万円

3．コミットメントライン契約

当社はネットワンシステムズ㈱に対する公開買付に充当する資金として2024年12月19日に㈱三井住友銀行と限度額273,500百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は72,620百万円、借入残高は100,880百万円となります。

4. 財務制限条項

㈱三井住友銀行と2024年12月19日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入金について、下記の財務制限条項が付されております。

①2025年3月期以降（2025年3月期を含む。）の各中間期末及び各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、直前の各決算期末及び各中間期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％以上かつ227,182百万円以上に維持すること。

②本契約締結日以降、借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、㈱日本格付研究所の長期債務格付をA以上に維持すること。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	28,687百万円
仕入高等	43,869百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,788百万円

2．売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額　16百万円

3．研究開発費の総額　1,458百万円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	354,368株

Ⅵ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税否認	585百万円
未払賞与否認	1,247百万円
会員権評価損	78百万円
工事損失引当金	4百万円
退職給付引当金	268百万円
減損損失	937百万円
貸倒引当金	21百万円
固定資産償却超過額	75百万円
関係会社株式評価損	2,620百万円
資産除去債務	2,089百万円
その他	967百万円
繰延税金資産小計	8,897百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,824百万円
評価性引当額小計	△1,824百万円
繰延税金資産合計	7,072百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△506百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,184百万円
前払年金費用	△2,585百万円
その他	△240百万円
繰延税金負債合計	△4,516百万円
繰延税金資産の純額	2,555百万円

（注）当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	住友商事㈱	東京都千代田区	221,023	総合商社	(被所有)直接 50.6	ソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウエア及びソフトウエア等の販売		18,435	売掛金	2,639
									契約資産	562
						資金の寄託	資金の寄託	1,669,000	預け金	15,000
							利息の受取	85	未収収益	0
子会社	ネットワンシステムズ㈱	東京都千代田区	12,279	データセンターサービス、ネットワークサービスの提供	直接 100.0	株式併合に伴う未払金		―	未払金	71,581
子会社	ＳＣＳＫ　ＮＥＣデータセンターマネジメント㈱	東京都江東区	100	データセンターサービス、ネットワークサービスの提供	直接 62.5	資金の貸付	資金の貸付	―	貸付金	7,812
							利息の受取	71	未収収益	0

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

・ITソリューションの提供については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件ごとに価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

・資金の寄託による利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

・資金の貸付利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（1） 親会社情報
住友商事㈱（㈱東京証券取引所 プライム市場に上場）

（2） 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

2．役員等

種類	会社等の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)
役員	山埜　英樹	取締役　会長	金銭報酬債権の現物出資（注1）	25
役員	當麻　隆昭	代表取締役 執行役員　社長	金銭報酬債権の現物出資（注1）	25

（注1）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　903円73銭
1株当たり当期純利益　120円90銭

（備考）　百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

ＳＣＳＫ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宍戸通孝

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笠島健二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中根正文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＣＳＫ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ＳＣＳＫ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

ＳＣＳＫ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宍戸通孝

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笠島健二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中根正文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＣＳＫ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年４月1日から2025年３月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている親会社との取引に関し、会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者にて構成される利益相反取引管理等諮問委員会における検討内容を確認するとともに、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から同法人が「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月14日

SCSK株式会社　監査等委員会

監査等委員 實野 容道 ㊞

監査等委員 三木 泰雄 ㊞

監査等委員 松石 秀隆 ㊞

監査等委員 早稲田 祐美子 ㊞

(注) 監査等委員 三木泰雄、松石秀隆及び早稲田祐美子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主・投資家情報

当社ウェブサイトに掲載しております各種情報につきましては、以下のURL又はQRコードよりご確認いただけます。

株主総会関連資料

https://www.scsk.jp/ir/information/gms.html

決算短信

https://www.scsk.jp/ir/library/briefing/index.html

決算説明会資料

https://www.scsk.jp/ir/library/archives/index.html

統合報告書

https://www.scsk.jp/corp/csr/report.html

有価証券報告書

https://www.scsk.jp/ir/library/valuable/index.html

サステナビリティ情報

https://www.scsk.jp/corp/csr/index.html

株主総会会場ご案内略図

会　場　豊洲フロント　14階　当社会議室

東京都江東区豊洲三丁目２番20号
TEL：03-5166-2500（代表）

入口詳細図

株主総会会場へは、豊洲フロントの正面入口より入館後、左手にお進みいただき、右手のエレベータより14階会場までお越しください。

交通のご案内

東京メトロ有楽町線
「豊洲」駅 下車　1c出口より徒歩約１分

ゆりかもめ
「豊洲」駅 下車　徒歩約３分

お願い： 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

・本総会の運営について、大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト（https://www.scsk.jp/）にてお知らせいたします。
・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

SCSK株式会社
https://www.scsk.jp/

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した「ベジタブルインキ」を使用しています。